

4 緒言に「原書ハ『デ、タキセーション、オフ、ユナイテッド、キングダム』ト称シテ英國賦稅書ノ義ナリ經濟ノ學士『アル、ドュドリー、バキストル』ノ所著ニシテ千八百六十九年全國ノ會計ヲ総載シタル者ナリ」とある。

5 「元老院會議筆記」 五八・五九頁

6 大蔵省に残された三編の訳文は次のとおりである。

一級二級ノ分等收入稅ヲ賦課スルニハ納稅者ノ資力ヲ減スヘキ活計「多人数ノ子又ハ貧窮ナル家屬ヲ救助スヘキ義務、長病又ハ資力ヲ減スヘキ負債及ヒ非常ノ災厄」ヲ酌量シ一等ヲ減ス（普國分等稅及ヒ分等收入稅規則）

上等級ノ初等及ヒ二等納稅者ヘ課稅スルニ方リ家計ノ關係（多人数ノ小兒、貧人給育ノ義務、長病并ニ斯レカ為家計ニ苦ム間ノ負債及ヒ災厄ノ場合）ニ酌量シ租稅一等丈ヲ減課スル（普國所得稅徵收法）

一級及二級ノ所得稅ヲ賦課スルニハ納稅者ノ資力ニ影響ヲ及ホスベキ事体（多数ノ子アルコト、貧窮ナル親戚ヲ扶助スルノ義務アルコト、長病ニ罹ルコト、莫大ノ負債及ヒ非常ノ災厄等）ヲ酌量シ一級ヲ減稅スルコトヲ得（李國等級稅及ヒ所得稅法）

第四章 所得稅制の運用と執行をめぐって

前章まで所得稅法の成立をめぐり論を進めてきたが、ここでは施行された所得稅制をその運用と執行の面から眺めることとしたい。

第一節 所得稅法の施行

明治二十年三月三日、元老院の議定を終えた所得稅法案は、勅裁を仰ぐため同日内閣総理大臣のもとへ次の文書に

より提出された。

乾第五百三十四号⁽¹⁾

一月二十八日下付有之候所得税法今三日会議ニ於テ修正ヲ加フヘキニ決シ別冊議定案勅裁ヲ仰キ候為メ御上奏有之度候右修正ノ理由記載上奏可致管ニ候得共特ニ至急ヲ要セラルムノ案却テ時日ノ費ヘンコトヲ恐レ候ニ付其理由ニ至テハ内閣委員法制局参事岩崎小二郎法制局参事官股野琢ヨリ具陳可致因テ此段御領承有之度候也

明治二十年三月三日

元老院議長伯爵 大木喬任

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

一月二十八日下付セラレシ所得税法今三日会議ニ於テ修正ヲ加フヘキニ決ス因テ其修正ノ箇所ヲ朱書シ謹テ之ヲ上奏ス

明治二十年三月三日

元老院議長從二位勲一等伯爵 大木喬任

ここには、所得税法が「特に至急を要する案」として扱われている。したがって、内閣も三月四日付で次の勅令案を裁決、明治二十年三月十九日に勅令が公布される運びとなった。

別紙元老院議定上奏所得税法ノ件ヲ審査スルニ同院議定ノ通裁可相成可然ト信認ス

勅令案

朕所得税法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十年三月十九日

内閣総理大臣

大蔵 大臣

勅令第五号

所得税法

この勅令は明治二十年三月二十三日付の官報千百拾五号に掲載されている。⁽²⁾

次いで、同年五月五日大蔵省令第八号により、所得税法施行細則が定められ、官報に掲載されたが、掲載に次のよ

うな誤りがあり訂正する一幕もあった。

乾第一〇六六号⁽³⁾

昨日官報ニ掲載セル大蔵省令第八号所得税法施行細則書式第三号中第廿二条トアルハ第十九条ノ誤写ニ付明日ノ官報ニテ正誤ノ義取計置候条此段為念及御届候也

明治廿年五月六日

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

大蔵大臣伯爵 松方正義

かくして、我が国最初の所得税法が明治二十年七月一日から施行されることとなり、各種の期限も次のように定められたが、新税を全国すみずみまで浸透させるのに十分な時間的余裕があるとは思えない。その執行は果たしてどのように行われたのであろうか、これが本章において考察しようとする主題である。

(平 年 度)

(二 十 年 度)

所得金高届出

四月三十日

七月三十一日

所得税等級金額達

八月 十日

十一月(改正十二月末日)

納 期 限

その年九月、翌年三月(二回)

納税者の住所氏名公告

五月

九月(改正十月末日)

(注) 1 国立公文書館所蔵「公文類聚」第十一編 明治二十年 第二十六卷

2 官報については、

明治十六年五月二十二日 達二三三号「今般官報発行候ニ付、従前官省院庁ノ達并ニ告示ノ儀ハ官報ニ登載スルヲ以テ公式トシ、別ニ達書又告示書ヲ發付スルニ不及候、但内達ノ類ハ従前ノ通可相心得此旨相達候事」

この時の官報は各官庁の達類のみを掲げる官庁内部の通達機関に過ぎなかったから一般向けの布告布達は除外されていた。

明治十八年十二月二十八日 達二三三号「布告布達ノ儀自今官報ニ登載スルヲ以テ公式トシ別ニ配布セス」と定められ、布告以下一切の法令は官報を以て公布することが原則となった。(大久保利謙「明治維新の政治過程」 三八〇〜三八一頁)

3 国立公文書館所蔵「公文類聚」第十一編 二十年 第二十六巻

第二節 大蔵大臣の演説

当時の税務執行のあり方、所得税法施行に当たっての心構え等については、明治二十年三月三十日大蔵大臣が鹿鳴館に各府県の地方官を招集して行った演説に表れている。以下、その演説筆記を現代風に要約してみる。

大蔵大臣演説筆記^(注)

本日、各位をこの場に招集したのは各位が日頃携わっておられる税務上のことについて述べるところがあるからである。税務に関しては、しばしば説いてきたところであり、また、各地方の税務もここ三、四年來すこぶる面目を改めたことは認めるところであり、各位の成績は顯著であるが、今更ながら縷々と話そうとするのは、ほかでもない税務は実に国家の重大事項であるからである。

およそ、人民が貴重とするものには、生命、財産を超えるものはなく、政務の中で直接にその財産に関係するものは、すなわち税務であるから、このことに最も深く意を注がなければならない。予が常に苦慮することが多いのもこれがためであるから、平素思つてやまざることを並べ各位の注意を求めたい。

そもそも、国の租税なるものは、維新前におけるその間には各藩の中で商工業等に課した例もなかったわけでは

ないが、おおむね農民、すなわち土地に賦課したものであつたのを、維新以後は賦課の公平均一を要するとの趣旨をもって漸次改良の道を進んできた。政府はみだりに慣習の成立したものを廢して、軽々しく改進を求めたのではなく、經濟の道理によつても、國民の義務から論じてもその輕重が偏つてよいという理由はないから、このように改革を行つてきたのである。

しかしながら、多数の人民の中には旧を慕い、新を厭う者もいないわけではない。また、人民中のなにかは自身の奉ずべき税法をも理解しないで知らないうちに不納となつたり、また犯則を犯す者もあるので、現段階ではあらかじめ懇諭することに努め、郡區長、戸長等と十分に協議し、指示をすることによつて、税法の施行の趣旨を人民に徹底しなければならぬ。

最近、公売処分の件数が数年前に比べてやや減少したようである。その原因を尋ねると、民間の業況が幾分か回復したことによるというが、主として各位の処務がよろしきを得ているためと推察している。しかし、その件数がなお甚だ多いのを見て常に痛く憂慮しているところである。元來、この処分を受ける者の類は一ではない。ある者は怠惰から、ある者は貧困により、また奸猾であることにより処分を受けるなどその事情も様々であるが、おおむね事に迂遠であり、租税は國民の一大義務であるとの覚悟が薄く、納税の準備が行き届かないことにある。それ故、平常からその義務の重いことを認識させることに努めるほか、納期が切迫しない前に注意を促してその準備をさせ、納税期に違反しないような好慣習を漸次養成するように討らい、また、脱税の意志のある者には、誠実の精神と周到の注意をもつて、その良心を導き、最後には納税が滞ることのないようにする。たとえ、実際にはすべてについてこのようにはできなくても、公売処分を絶無に至らしめる精神をもつて従事することが必要である。

次に、検税のことについて一言する。検税吏員は人民の財産に直接当たるものであるから、丁重の上に丁重の意を加えて当たらなければならない。したがって、検査のため営業場内に立ち入り、諸般の調査をする場合や、検税上人民の家宅を搜索するような場合はやむを得ないことであるが、家宅は人民の財産の城壁であり、これに入るのは努めて避けるべきであるから、ここまでしないでその目的を達するのを執務の上策とする。よって、なるべくこの上策を採ることが必要で、万やむを得ずして家宅搜索の下策を採らなくてはならない場合には、ただ一つ検税の目的を達するに留めて、粗暴の挙動なく、業務の妨害とならないよう努められたい。要するに、検税の良否は各位の注意にかかっているのである。検税員は常に遠隔の地に居るので十分に制御することは困難と言えはそれまでであるが、予は決してそうではないと信じている。

右のように懇切にし、丁重にすべしと説くのは、弊害を未然に防御し、また、なるべく民業に妨害を与えないよう努めるべきであるという意であり、みだりに寛裕にすべしという意ではないことは言をまたない。若し、この意を誤って緩慢に流れることがあれば、甚だ予の素心に背くものとする。法規を犯し、あるいは遁脱を謀る者があれば、もとより許すべきではない。公売すべきものはこれを公売し、告発すべきものはこれを告発して、その処置を厳正にしなければならない。

既に前に述べたとおり、税務は実に重大なものであるから、この職に当たる者として努めて適当な人物を選択しなければならない。今、収税吏員を採用するのに試験の方法を用いているが、この試験を行う場合でも十分な注意をしなければならない。採用の後には、絶えず訓練、養成して執務上過ちなく、渋滞がないようにさせ、また、一旦就職した者は永く忍耐して、その功が成るようにならなければならない。

処務の計画については、忽ちのうちに始めて忽ちのうちに廃するのは事務の錯雑さを醸し、首尾の関連を妨げ、従って空費を生ずることが極めて多く、極めて忌むべきことである。よろしく庁内のことから外は検税に至るまであらかじめ綿密に計画を設け、他日しばしば変更しないことを要する。

本務に関しては、本省主税局と府県との間に気脈が一貫するよう努めることを要する。ついでには、平素主税局が照会、通達する事柄で了解できないものがあれば、幸いにこの際これを尋ね、あるいは、事件のなかで府県においては必要を感じなくても、主税局においては実に必要なものもあるので、その所用とするところをつまびらかにし、つまびらかにした上でなるべく速かに上申し、また、府県の所見で主税局に通じていないものは十分にこれを弁明して、事務の風通しをよくすることが必要である。

予が説くところのものは、このように些細にわたり、多くは各位が了知し、実行していることを反復して述べているに過ぎないようであるが、税務の整理をどうするかについては、予が日夜苦慮して放置できないところのものであり、たまたま、各位と会ったよい機会に意中を吐露するに当たり、遂に勢いがここまで来てしまったものである。予の意とするところを了解して欲しい。

また、二十年度の徴税費の配布額については、あるいは不足の感があるかも知れない。もとより、煩わしいことの多い税務に應ずる費用であるから、なるべく十分に給付したいのは勿論であるが、政府においては目下緊急切迫した事が多く、各省の費用をも努めて節減している折柄、この際到底増額することができない。およそ、少ない費用の額をもって許される限り多くの事務を処理し、これについて支弁し得るのは、当局者その人の事に当たる能力であり、誠に尊ぶべきものである。殊に、租税が容易に得難きものであることは、各位が日々自ら実験するところ

であり、その租税より生じた金額を支出するには努めて儉約せざるを得ないこともまた各位の熟知するところである。それ故、本年の費用の額について不足を言わずに十分の効果を期すことが必要である。

今般発布された所得税の施行方に関しては、日頃主税局長をして各位と打ち合わせておいたので、既にその趣旨を了解していると思う。

この税法は新法であり、しかも人民の経済に大きな関係を有するものであるから、これを取扱うには、寛に失して脱税を生じ、併せて他の納税者と比べて不公平でないことを要し、また、蔽に失して煩瑣に陥り、みだりに人民の手續を増し、あるいは、みだりに人民の届書に疑念をいれて、しばしば尋問とか搜索を行い、本人をして、その煩勞に堪えることができないようにさせ、遂には不幸を嘆きながら納税させるといふようなことがあれば、人民をしてこの税法を忌み厭う傾向を生じさせることになる。よろしく深くここに注意し、そして、各地方において緩やかな所と苛酷な所とがそれぞれに生じないようにすることが必要である。この税法によれば、本税に関係する者は郡区長と調査委員だけであるが、府県知事はその事務を統括するもので、収税長はこれを調理するものであるから、左右を注意し、間接にこれを視察して失点のないよう決意されたい。弊習が一度成立すると他日の大害を惹起するから、施行の始めにおいてきめ細かく考えて欲しい。

終わりに望んでなお一言申し上げる。

現今の税務は、今までに述べたような状況であるが、なお将来の税務に関し大いに考えなければならぬことがある。それは、外国条約改正のことである。この改正なるものはいずれの年にあるべきか遅速のほどは予知できないが、早晚必ずこの目的を達する日があるだろうから、国内の万事についても大いに変更し、税務のごときは今日

内国の人民のみを待つ手続きによらなければならないもの（筆者―意味不明）が多く、その変更整理を要するのは一つでは足りないと思う。職務に当たる官吏は、あらかじめ将来の形況がどうかを察し、これが準備の意を蓄え、目下税務において不整理なものを速に整理完了するのは勿論のこと、将来的に設備が余りあるということも無いであろうから、各位もこの体勢で常によい体制を作られんことを云々

明治廿年三月三十日 於鹿鳴館

この演説には、維新以来の税法の改良は賦課の公平均一を要として行ってきたものであるが、人民の中には税法をよく理解しないで納税の滞る者があり、これらには懇切に諭すことにより租税が国民の一大義務であることを徹底させ、また、脱税の意志のある者についてはその良心を導くことが必要とされる。税金の検査はなるべく民業の妨害をしないよう慎重に行うが、法規を犯す者については厳正に処置する。このため、各府県は主税局との連絡を緊密にし、計画的な執務体制を整え、従事する職員の質を高める必要がある。しかし、徴税費は潤沢ではないので、配布された範囲内で工夫を凝らし十分な効果をあげるよう期待する、という基本的態度が示されている。

更に、所得税法の執行に関しては、寛政中庸の運営を図り、納税者間の不公平はもとより、各地方において不均衡が生じないよう留意して新税の施行が円滑に行われることを求めており、これらの税法の整備が来るべき外国条約改正の際に必要とされる国家体制の整備につながる事が述べられている。

以下、このような大蔵大臣の意図を受けての所得税法の執行を垣間見ることにする。

（注） 税務大学校研究部編「明治前期所得税法令類集」三四四～三四七頁

原史料 同校所蔵「岩田文書参考書類」第五十九号所収

第三節 所得稅執行体制の樹立と住民への稅制周知

當時の稅務執行体制は、府県及び郡区という地方行政組織に委ねられており、かつ、所得稅調查委員會及び調查委員選舉に関する細則の制定は、所得稅法施行細則により府県知事に委任された。

所得稅調查委員會及び調查委員選舉細則が制定されたのは、早い地方で六月一日(東京府)、遅いところでは八月四日(鳥取県)である。

その細則の内容は、

(一) 選舉

イ 調查委員及び補欠員の地域別人員數

ロ 選舉区域、町村選舉人選舉人員、選舉期日 公告日

ハ 投票用紙書式、投票方法、開票方法、當選順序

(二) 委員會

イ 開催日、会期、開催場所、入場資格

ロ 議決方法、書類の編綴、尋問、書記の設置等を定めており、各府県とも基本的な内容にほとんど差異はないが、強いて言えば當選順序の項に次のような差異がある。

「其投票多數ヲ得タル者ヲ當選人トシ、同數ナレハ所得届額ノ多キ者ヲ取り、所得モ亦同額ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム」(東京府、同旨山口県、福岡県)

「其投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当撰人トシ、同数ナレハ所得届額ノ多キモノヲ取り、所得モ亦同数ナルトキハ年長ヲ取り、同年ナラハ闕（くじ）ヲ以テ之ヲ定ム」（長野県）

「其投票多数ヲ得タル者ヲ当撰人トシ、同数ナラハ年長ヲ取り同年ナラハ闕（くじ）ヲ以テ之ヲ定ム」（岐阜県、同旨広島県）

すなわち、「年長ヲ取り」を採用しない府県、「所得届額ノ多キ者」を採用しない県、両者を採用している県があり、この点では若干の特色を見せている。しかしながら、基本的な内容はそれぞれ揃っており、中央と地方、あるいは府県間の情報の連絡は極めて緊密であったことが窺われるのである。

初年度における調査委員等の選挙については、東京府の場合、町村選挙人を十二月七日以内、調査委員及び補欠員を同十五日以内に選挙し、同月中に調査委員会を開催することを定めたが、所得税の等級金額の通知期限は十二月末でありかなり忙しい状況である。

それでは地方の状況はどうであらうか。ここに社団法人長野県史刊行委員会から幾つかの貴重な史料の提供を受け、⁽²⁾、それらを紹介しながら税務執行の跡を追ってみる。

長野県の「所得税調査委員選挙及委員会細則」は明治二十年六月二十二日付県令により制定された。⁽³⁾ これを受けて同県下高井郡では、九月に調査委員等の選挙が行われている。

告示第八号

所得税町村撰挙人名別表ノ通ニ有之候調査委員及ヒ補欠員ノ選挙を本月十九日午前第十一時郡役所内ニ於テ開設ス
但調査委員及ヒ補欠員ノ被撰挙権ヲ有スルモノノ人名ハ客月告示第七号町村ノ被撰挙人ノ通り

明治廿年九月十三日

下高井郡長 ○○○ 印

これに先だつて、

所得税調査委員町村撰挙人ニ撰定相候旨御通達之趣致承諾候
 此段御請仕候也

明治二十年九月十二日

青木 ×××

下高井郡長 ○○○殿

つまり、この町村撰挙人が調査委員と補欠員を選挙するのであり、下高井郡の場合調査委員三名、補欠員二名が定員である。そして各郡にはそれぞれ所得税調査委員会議事細則が定められていたようである。その一例を次に示す。

所得税調査委員会議事細則⁽⁵⁾

第一条 本会ハ明治二十年勅令第五号所得税法ニ準拠シ各納税者ノ所得金ヲ議定ス
 第二条 議事ハ午前第九時ニ開キ午後第四時ニ閉ルヲ例トス

但伸縮スルハ会長ノ指揮ニヨルヘシ

第三条 郡長事故アリテ欠席シ委員中ヨリ会長ヲ要スル場合ニ於テハ無記名投票ヲ用キ毎会之ヲ選挙スヘシ

第四条 委員列席ノ順次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 委員事故アリテ出席セサルトキハ会開前其事由ヲ会長ニ報告スヘシ

第六条 凡ソ議事ハ一会ヲ以テ決スルヲ例トス、但或ル場合ニ於テハ会長ノ意見又ハ委員ノ請求ニ依リ再審ノ會議ヲ以テ之ヲ決定ス
 ヘシ

第七条 建議勸諭ハ凡テ會議ノ決ヲ要スヘシ

第八条 議事ハ過半数ニ決スト雖モ其法方ハ起立又ハ投票ヲ以テスル等会長之ヲ指揮ス

調査委員を選挙する町村撰挙人は納税有資格者であり、前記の青木氏が届出した所得金高は明らかでないが、ここに

郡役所からの調査のための呼出状がある。⁽⁶⁾

所得ノ義ニ付取調ヲ要スル義有之候条、曩ニ差出シアル金高届書中ニ対シ左ノ項目取調来ル三十一日午前第九時ヲ期シ当衙へ持参可有之此旨及通牒候也

但曩ニ差出タル届書ノ扣其他参考書類持参ノ事

明治二十年十月廿八日

下高井郡役所 印

夜間瀬村 青 木 ×××

取調項目

- 一 貸金ハ 元金 一 株券ハ 名称、金高、株数
- 一 質屋ハ 質金高 一 貸屋ハ 所在地及ヶ所
- 一 地所ハ 地価但自作ト小作各別ニスヘシ 一 製糸ハ 釜数及製造高
- 一 桑葉ハ 反別並ニ其数量 一 繭ハ 数量
- 一 商業ハ 売上金
- 一 外書ニ対スル調物ハ各其所得ニ応シ区分取調ベシ

右のように提出した所得金高届書について、呼出しによる取調べが十月三十一日に行われ、十一月二十五日に税額の決定が左のとおり発せられている。⁽⁷⁾つまり、青木氏の所得金は六百円、税金六円と決定されたのである。

明治二十年

青 木 ×××

五等所得税金六円

右所得税ノ等級金額頭書ノ通定ム但之ヲ不服トストキハ所得税法第十九条ニ拠リ申出ヘシ

明治廿年十一月廿五日

下高井郡長 ○○○○ 印

この通知に対し、⁽⁸⁾ 受書が出されている。

御受書

下高井郡夜間瀬村

青木 × × ×

五等所得税金六円也

右ハ明治二十年所得税金前記之通り被相定候旨御通達相成候比段御請仕候

明治二十年十二月 一日

右 青木 × × ×

以上のとおり、この地方では所得税法の公布、施行から実際の賦課に至るまではかなり円滑にいったとみるべきであらう。

執行当局にとつての最大の課題は、いかにして新税の趣旨を住民に徹底し、定められた期限までに税法の趣旨に則つた所得金高届書が提出されるよう図ることであつたと考えられる。

長野県諏訪郡の場合で、住民に伝達された一例を挙げてみると、

勅令第五号所得税法本年ヨリ施行相成候ニ付、別紙届書雛形ニ倣ヒ每人一箇年所得貳百円以上有之者、来ル二十五日迄ニ届書当戸長役場へ差出候様村内へ無洩通達方御取計有之度候成

明治二十年七月十三日

豊田村湊村戸長役場 印

耕地総代

濱 半三郎 殿

追テ本年ノ所得ハ明治十七・十八・十九年三箇年分ヲ平均、本年ノ所得高ヲ定メ、又創業以來三年ニ滿タサル者ハ毎月ヲ平均シテ所得ヲ算出シ、毎月ノ平均ヲモ得難キモノハ、他同業若クハ類似業ノ利益ノ割合歩合等ニ依リ算出スル事、所得税法及ヒ細則並ニ所得税納人心得方等当役場ニ有之候間、一覽之上必ス期日迄ニ届出可差出、万一隠蔽等有之候節ハ夫々罰則等モ有之候儀、後日不都合ニ不相成様篤ク御通達置相成度候也

所得金高届

(付箋)

「税法第二條第一項ノ所得金ハ公債証書・株券・貸金・俸給其他共税法ノ掲記ニ從ヒ、各別項ニ記スルヲ要ス」

一 金何円 何々ノ利息又ハ利益配当金又ハ何々

一 金何円 貸金ノ利息

(付箋)

「税法第二條第二項ノ所得金營業並ニ資産ノ種類ヲ別チテ之ヲ記スルヲ要ス、但各種混同ニシテ所得ヲ分別シ難キモノハ之ヲ合記スヘシ、其支店・分店及ヒ居住地外ニ属スルモノハ每箇所ノ所得ヲ別項ニ記シ、其所得アル町村名ヲモ併記スヘシ、若シ其所得混同スルモノハ之ヲ合記スヘシ、又控除スヘキ金額ハ外書トシテ各本項ニ掲ケタル種類ニ属スル費用ニ係ルモノムミヲ記スヘシ」

一 金何円 何々ノ所得

外

金何円 何租、何税、区町村費、備荒儲蓄金

金何円 製造品原質物、代金、商品原価

金何円 借地借家料、何々借入料、何々修繕料

金何円 種代、肥代、何々買入代金

金何円 雇人給料、何々手当、何々費

金何円 何々ニ係ル負債ノ利息

小以金

所得高計金

右之通ニ候也

何府県何郡区何町村居住(又ハ寄留)

年 月 日

何ノ 誰

(若シ管理人ナルトキハ)

何府県何郡区何誰納税管理人

何ノ 誰

郡区 長宛⁽⁹⁾

当時の行政支配は、中央―府県知事―郡長―戸長―惣代(総代)という系列で行われており、その戸長役場から耕地総代へ「本年所得税法が施行されたから、一箇年の所得が貳百円以上ある者は来る二十五日までに所得金高届書を戸長役場へ提出すべきことを村内へ通達」するよう通達されたのが明治二十年七月十三日のことである。

法律による郡長への提出期限は七月三十一日であるから、戸長が取りまとめ郡長に届ける余裕を六日間みて提出期限を七月二十五日としたのはうなずけるところであるが、村民に伝達されてから提出までの期間は十余日であり、その上、所得税法及び細則並に所得税納人心得方等⁽¹⁰⁾は戸長役場にあるというのでは、村民が、「所得税とは何か」を周知するゆとりがなかったものと推測される。

また、所得税の課税は所得三百円以上を有する者について行われるにもかかわらず、「一箇年の所得が貳百円以上ある者は届書を差出す」ように通達されており、誤って通達されたのではないか、当時の税務執行の混乱をしのげせるとの推測も成り立つが、その後これが訂正されたというような史料は見当たらない。

(注) 1 税務大学校研究部編「明治前期所得税法令類集」(所得税調査委員選挙及委員会細則制定状況) 一三三―一二六頁

- 2 長野県史刊行会「長野県史」近代史料編 第三卷(二) 地租改正 税制 六八九〜六九二頁
- 3 史料写 長野県史刊行会保存(長野県下高井郡山ノ内町 青木氏所蔵史料より)
- 4 同右
- 5 同右(長野県塩尻市 原満史氏所蔵史料より)
- 6 同右(長野県下高井郡山ノ内町 青木氏所蔵史料より)
- 7 同右
- 8 同右
- 9 長野県史刊行会「長野県史」近代史料編 第三卷(二) 地租改正 税制 六九一・六九二頁
 (『御達書類綴込 花岡惣代小口斉一郎 明治二十年自第四月』岡谷市 花岡共有)
- 10 前掲「明治前期所得税法令類集」 二二〜三三頁

第四節 課税の実態

ところで、所得税の課税の実態はどのようなものであったのか、まず実際に提出された所得金高届書について、ここにその幾つかを散見してみようと思う。

例 (一)

所得金高届	
一金百拾円	田畑貸附所得
外	
金四拾七円五拾銭	地租地方税村費備荒公儲金
金拾五円七拾銭	堤防費
一金貳拾円	養蚕所得
外	
金三円五拾銭	蚕種代
金七拾五銭	桑畑地租地方税村費備荒公儲金
金三円	儲金
金六円	桑畑手入費
金四円五拾銭	肥代
金壹円八拾銭	雇人費
小以金拾九円五拾五銭	雇人食料
一金貳拾円	水車屋貸附所得
外	
金貳円四拾銭	水車営業税
金六円	水車器械修繕費
金壹円六拾銭	水車用水揚託費
小以金拾円	

農業所得	
一金貳拾五円	肥代
外	
金貳拾円	種代
金三円	山林手入費
金四円	雇人費
金拾五円	雇人食料
金七円	鋤鉞修繕費
金貳円	地租地方税村費備荒公儲金
金拾壹円五拾銭	堤防費
金五円	火薬売買所得
小以金六拾七円五拾銭	
一金六拾円	
外	
金貳拾円	火薬売買中託願届等入費
金五百円	仕入元価
金百六拾円	酒造所得
外	
金三拾円	営業鑑札税
金百拾貳円五拾銭	資金借入ニ付利子
金八拾五円	薪油代
金百四拾四円	雇人費

例 (二)

<p>所得金高届</p> <p>一金七拾壹円五拾錢 貸金利子</p> <p>一金七拾貳円 俸給</p> <p>一金七拾六円五十錢 田畑原野貸附所得</p> <p>外</p> <p>金四拾壹円 地租地方稅村費備荒貯金費</p> <p>一金五円 貸地貸家ノ所得</p> <p>外</p> <p>金壹円六十錢 地租地方稅村費備荒貯金費</p> <p>金三円四十費 修繕料</p> <p>小以五円</p> <p>一金百拾円 酒造ノ所得</p> <p>外</p>	<p>雇人食料</p> <p>酒造器械修繕費</p> <p>酒造組合集會費及租長給料</p> <p>酒検査願及売買届簡便ニト</p> <p>紙代</p> <p>玄米水車運搬費</p> <p>小以金五百廿七円八十四錢</p> <p>所得金高計金三百九拾五円也</p> <p>右の通り候也</p> <p>長野県東筑摩郡坂井村××番地</p> <p>明治二十一年四月廿七日</p> <p>東筑摩郡長○○○殿</p>
--	--

例 (三)

<p>所得金高届</p> <p>一金拾五円也 貸金ノ所得</p> <p>一金百廿八円也 田畑貸付ノ所得</p> <p>外</p> <p>金六拾壹円五拾錢 地租地方稅村費公儲金</p> <p>一金六拾五円也 農業ノ所得</p> <p>外</p> <p>金拾八円五拾錢 地租地方稅村費公儲金</p> <p>金貳拾壹円五拾錢 種代肥代</p> <p>金八円五拾錢 雇人費</p>	<p>造石稅</p> <p>免許稅</p> <p>買入米</p> <p>製造場修繕料</p> <p>薪代</p> <p>杜氏給料</p> <p>雇人給料</p> <p>同食料</p> <p>負債利子</p> <p>小以千四百九十九円十二錢五厘</p> <p>所得高計金三百三十五円</p> <p>右之通ニ候也</p> <p>長野県東筑摩郡麻績村居住</p> <p>明治廿一年四月三十日</p> <p>東筑摩郡長○○○殿</p>
--	---

小以金四拾八円五拾銭
 一金三円也 紙漙ノ所得
 外 金九円五拾銭 楮代灰代
 所得高計貳百拾老円
 右之通り候也
 長野県東筑摩郡麻績村××番地
 明治貳拾老年五月一日
 東筑摩郡長○○○殿

例 (四)

所得金高御届
 一金百五拾七円七拾銭 貸金之所得
 一金貳百五拾三円 田畑所得
 外 金貳百七拾円也 租税地方税村費備荒儲蓄金
 一金九円也 貸地貸家所得
 外 金老円廿七銭九厘 税金地方税村費備荒儲蓄金
 一金貳拾円也 農業所得
 外 金拾五円五十銭 地租地方税村費備荒儲蓄金
 金貳円廿五銭 種代
 金貳拾四円 肥代
 金七円五十銭 正雇料
 金四円 山林手入費
 金老円八十銭 鋤畝修繕費

金十三円 雇人給料
 金六円八十九銭 口喰料
 小以後金六拾貳円「七拾四円」九十四銭
 一金高計金四百三十九円七拾銭也
 右之通りニ候也
 長野県東筑摩郡坂井村平民
 明治廿老年四月廿九日
 東筑摩郡○○○殿

これらの所得金高⁽¹⁾届は、所得税法施行後二年目の明治二十一年に同一郡役所に届出されたものの控と見られる史料であり、書式は法定の雛形に沿っている。

所得金高は収入高から各種の費用の額を差し引いて算出するのが建前であり、「前三箇年所得平均高をもって算出する」ことが法定されており、例えば、農業における収穫米麦の代価は三か年の平均相場により算出するものとされていた。しかし、これらの所得金高届から窺えるところでは、例えば、酒造の所得について、造石税、買入米を費用として計上している(二)の例とこれらが計上されていない(一)の例とを比較すると、酒造業者には記帳義務⁽²⁾が課されているというものの、後者の場合には、所得金高届書を作成するに当たり、最初に所得金高を適宜見積もり、これに各種の費用の額を添えているものと考えられる。

次に農業所得等について考察してみる。

(農業所得)

例(一)

例(三)

例(四)

収入金高	九二円五〇銭	一一三円五〇銭	九四円九四銭
租 税 等	一一・五〇	一八・五〇	一五・五〇
種代・肥代	二三・〇〇	二一・五〇	二六・二五
修 繕 費	二・〇〇	—	一・八〇
手 入 費	四・〇〇	—	四・〇〇
雇 人 費	一一・〇〇	八・五〇	二七・三九
そ の 他	五・〇〇	—	—

費用額計	六七・五〇	四八・五〇	七四・九四
所得金高	二五・〇〇	六五・〇〇	二〇・〇〇
所得率	二七%	五七%	二〇%

(田畑貸付所得)

例(一)

例(三)

例(四)

収入金高	一七三円二〇銭	一八九円五〇銭	五二三円〇〇銭
租税等	四七・五〇	六一・五〇	二七〇・〇〇
その他	一五・七〇	—	—
費用額計	六三・二〇	六一・五〇	二七〇・〇〇
所得金高	一一〇・〇〇	一二八・〇〇	二五三・〇〇
所得率	六四%	六八%	四八%

この場合でも、所得金高はすべて円単位で、その所得率もまちまちであり、当初所得金高を見積もった上で、費用の額を加えるといった算出方法が読み取れるのである。

その年の所得金高を見積もるに当たり、「前三箇年所得平均高」によるか、あるいは「前年所得高」によるのか、元老院会議で激しく議論されたことも記帳の慣習の乏しい末端ではやや焦点を失った感を免れないのである。

さて、納税者から戸長役場へ届け出された所得金高届書は郡役所に集められ、郡区長がこの届書により作製した所得金高下調書とともに所得税調査委員会の議定に付されることとなる。ここで所得税調査委員があらかじめ調査した

事項及び郡区長が下調べした事項を参照にして審査が行われ、各納税者の所得金高が決定される。この郡区長の下調べは、区長が戸長の事務を兼ねる地区にあっては臨時取調掛が、それ以外の地区では郡書記が行って郡区長の腹按に供したものである。

ちなみに、納税者の所得高を内取調べ（下調べ）するのには、次の手順が定められていた。

- 一 納税者所得高ノ内取調ヲナスニハ、先ツ郡書記ヲシテ戸長等ニ接シ其意見ヲ聞キ、所得三百円以上ノモノ及ヒ三百円未満ナルモ或ハ之ニ満タントスル見込アルモノノ名簿ヲ調製セシム
- 一 名簿ノ調製ヲ終リタルトキハ、郡書記ハ戸長役場ノ簿書類ニ就キ又ハ他ノ方法ヲ以テ調得ル限りハ所得取調ノ材料トナルヘキモノヲ取纏メ各人名上ニ記入ス
- 一 次ニ郡書記ハ取調ノ材料實際ノ況状等ヲ参酌シ、尚戸長ノ意見ヲ聞キ一人毎ニ所得高ノ見込ヲ立テ之ヲ各人名上ニ記入ス
- 一 前項ノ手續ヲ了リタルトキハ、郡長ハ名簿ニ就キ郡書記ノ記入シタル取調材料及郡書記戸長ノ評定シタル所得高並實際ノ況状等ヲ参察シ、尚郡書記ノ意見ヲ聞キ所得高ヲ予定ス
- 一 税法第六条届出期限ヲ過キタル後、郡長ハ各人所得届出高ヲ以テ予定高ニ対照シ郡書記ノ意見ヲ聞キ其当否ヲ審按ス
- 一 総テ此取調ハ郡長ノ腹按ニ供スルモノニシテ、税法第十三条ノ下調書ハ単ニ人民ノ届出ニ依ルヘキ者ニシテ互ニ相惇ラサルモノトス⁽³⁾

所得税調査委員には納税者を呼出し又はその所在地において尋問する権限が与えられていたが、臨時取調掛や郡書記は、「毎戸ニ直接シテ取調ヲナス如キノ事アルヘカラス、其不分明ナルモノハ他人ニ就テ探問シ又ハ種々ノ況状ヲ参察シテ取調ノ多少ヲ勘案スルニ在リ（主税局長通牒 明治二十年五月二十八日）」⁽⁴⁾と指示されており、納税者を直接に調査することはなかった。

この所得金高届出の模様については、「所得税届出の期限は実に去七月三十一日を以て終を告げられたれば、今や日本

全国三府四十余県の県庁、五百六十一の郡区役所、一万三千九百八十一の戸長役場に於ては其届出金額の当否を調査し、其諸表を調製其金額を合計し其誤謬なきや否やを点検し大蔵省租税局に上申するの手續を為すの最中なるべし。其苦辛真に想察すべきなり。」(明治二十年九月十日発行東京經濟雜誌)⁽⁵⁾と言われている。

ところで、納税者の届出額が、所得税調査委員会の審査議定によりどの程度修正されたのであろうか。

ここで、長野県上伊那郡における委員会の議定のための資料とみられる「明治二十一年六月 所得金高取調書」⁽⁶⁾を検討する。これは所得税調査委員を務めた同郡宮田村代田家に残されていたもので、同書には、郡下各町村別に納税者の氏名、届出の所得金高合計額及びその内訳が所得の種類別に墨書で記載され、欄外等に鉛筆書で「原」、「原決」又は訂正された金額が随所に記載されている。「原」、「原決」と全く記載のないものは、納税者の届出額をもって税額を決定することにしたもの、訂正金額の記載されているものは、委員会により届出額が訂正され税額を決定することとなったものと考えられる。なお、この地区の所得税調査委員は五人である。

次の第三表・第四表は同書を分析したものである。

第三表は、課税されるべき納税者が有する所得について、その種類ごとの人員と届出の所得金高、併せて所得税調査委員が取調べにより加算した分の人員と所得金高とを町村別に示したものである。

所得税を負担する職業としては、自作農プラス小作地所有、小作地所有プラス営業という形態が多く、課税人員一八六人のうち一七一人(九二%)は田畑貸付の所得のある者、すなわち田畑を小作させている地主であり、所得税の負担者の多くは地主層であることを表している。これらの地主のうち、四二%程度の者が自らも農業に従事し、六五%程度の者は養蚕を行っている。この所得金高を一人当たり平均額でみれば、田畑貸付の所得はおよそ二九七円(届

出額は二八六円)であり、以下農業所得四三円(届出額四一円)、養蚕所得三八円(届出額三七円)となる。このほかに注目されるのは、非営業貸金の利子を有する者が一一三人(六一%)、その所得が一人当たり平均八五円四十銭となつてゐることである。これは地主の多くが小作人等に金銭等を貸付けていたものと解される。

すなわち、「十四年からの松方正義大蔵卿によるデフレ政策のために、米価がさがり、税金の増加によって、中農以上の農民でも借金がふえて没落する者が続出し、小作人も生活苦にあえぐことになった。このために農村は荒廃して、長野県の小作地率は十六年に三二・七パーセントに増加し(明治六年、一七パーセント \parallel 推定)、十九年には三六・六パーセントになった。このため地主と小作人とへの階層分化がすすみ、小作人は娘たちを製糸工場へ工女として出すか、大都市へ流出して無産者になるかという状態になった。明治二十年代半ばから小作農家は二五パーセント台になつてゐる。」⁽⁷⁾という農村の状況の一端であると言えよう。

更に、養蚕所得のある者が一一一人(六〇%)いることは、この地方が蚕糸王国の一角であることを示している。

さて、所得税調査委員等の目がどれくらい行き届いたかという点であるが、課税人員一八六人中、委員の取調べにより所得金高を訂正加算されたのは九二人(加算額五、九一二円、届出額に対し約六%)と半数を占め、このうち届出額に対して最も加算率の高いのは、商工雑種業の所得のある者で九〇人中三十六人(加算額二、五四二円、届出額に対し約一七%)と四〇%を占めている。

また、山林所得の届出漏れを加算したのが二人、各二〇〇円あるのが注目される。

この数値からみると、納税者の所得自計能力未だしというところで、申告水準も低調と感じられるが、反面所得税法施行後二年目であるにもかかわらず、所得税調査委員等の精力的な執務が行われたこともしのげる。

「所得金高取調書」の分析表

金額単位；円

養蚕の所得		田畑貸付の所得		貸家賃地の所得		商工雑種業の所得		山林・竹・桑業売却等所得		合計所得金額	
人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
1	45	3	315	1	49	1 3	+ 25 333	-	-	実 1 3	+ 75 912
1 9	+ 55 474	10	3,197	3	66	1 7	+ 20 960	-	-	4 9	+ 95 6,058
4	184	13	+ 18 8,112	4	61	5 5	+ 286 742	1	17	6 14	+ 304 14,755
1 1	+ 11 11	1	235	-	-	-	-	-	-	1 1	+ 11 407
1	15	4	976	1	18	1 1	+ 27 218	-	-	2 4	+ 57 1,735
1	17	1	185	-	-	2	695	1	5	1 3	+ 18 1,186
-	-	2	533	-	-	-	-	-	-	2	672
3	95	4 5	+ 258 3,093	1	12	1	70	-	-	4 5	+ 258 3,554
2	35	2	967	-	-	-	-	-	-	1 3	+ 20 1,002
1 3	+ 10 30	5	1,578	1 -	+ 7 -	1 1	+ 10 204	1	8	3 5	+ 37 1,871
3 9	+ 28 154	8 12	+ 494 5,730	1	7	2 2	+ 53 269	3	76	9 12	+ 646 6,878
1	15	1 1	+ 35 210	-	-	-	-	-	-	1 1	+ 55 315
6	294	1 7	+ 137 1,044	1 2	+ 12 50	2	514	-	-	3 8	+ 188 2,625
6	238	6	1,058	-	-	3	400	1	25	6	2,226
2	35	1 3	+ 15 937	-	-	-	-	-	-	3 3	+ 48 1,331

2 合計所得金高欄の人員は実人員を示す。

第三表-1

明治21年6月 長野県上伊那郡役所

町村名	公債証券の利子		非営業貸金預金の利子		株式利益配当金		俸給・手当金賞与・年金等		農業の所得	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
西春近村	-	-	1 3	+ 50 120	-	-	-	-	1	50
宮田村	-	-	1 6	+ 20 1,361	-	-	-	-	-	-
赤穂村	-	-	13	1,590	1	1,055	7	2,848	5	146
下平村	-	-	1	120	-	-	-	-	1	41
飯島村	-	-	1 1	+ 30 20	-	-	1	440	1	48
本郷村	-	-	1	20	-	-	2	264	1 -	+ 18 -
田切村	-	-	2	71	-	-	-	-	2	68
片桐村	-	-	2	164	2	120	-	-	-	-
上片桐村	-	-	1 -	+ 20 -	-	-	-	-	-	-
七久保村	-	-	1 4	+ 10 51	-	-	-	-	-	-
大草村	-	-	3 5	+ 71 154	4	160	6	310	1	18
葛島村	-	-	1 1	+ 20 60	-	-	1	30	-	-
中沢村	-	-	2	163	-	-	3	452	2 4	+ 39 108
東伊那村	-	-	5	225	-	-	1	42	4	238
東春近村	-	-	3	175	-	-	1	72	2 3	+ 33 112

(注) 1 各欄の下段は届出の所得金高、上段は所得税調査委員会が取調べにより加算した所得金高を示す。

「所得金高取調書」の分析表

金額単位；円

養蚕の所得		田畑貸付の所得		貸家賃地の所得		商工雑種業の所得		山林・竹・桑葉売却等所得		合計所得金額	
人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
2	42	2	319	-	-	1	100	-	-	実 2	650
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	311
1	45	-	-	1	9	-	-	-	-	1	320
1	10	-	-	-	-	1	+ 28 1	-	-	1 1	+ 28 313
-	-	3	373	-	-	1	+ 417 3	-	-	1 3	+ 417 1,245
-	-	2	334	-	-	1	+ 34 2	-	-	1 2	+ 34 669
-	-	2 9	+ 46 1,195	4 5	+ 111 151	5 10	+ 474 2,494	-	-	6 10	+ 704 4,960
-	-	1 1	+ 23 195	1	20	1 1	+ 20 30	-	-	1 1	+ 43 365
1	20	1 2	+ 116 529	-	-	-	-	-	-	1 2	+ 116 732
2	76	4	735	1	20	2	446	-	-	4	1,636
1 1	+ 5 30	2	697	-	-	-	-	-	-	1 2	+ 5 786
2	75	1	164	1	+ 50 -	1	254	-	-	1 2	+ 50 608
1	30	1	200	-	-	-	-	-	-	1	304
1 3	+ 13 29	9	3,147	2	9	2 6	+ 75 864	-	-	3 9	+ 88 5,092
-	-	1 3	+ 29 890	1	43	2	405	-	-	2 3	+ 76 1,626

2 合計所得金高欄の人員は実人員を示す。

第三表-2

明治21年6月 長野県上伊那郡役所

町 村 名	公債の利子		非営業貸金の預金の利子		株式利益配当		俸給・手当金賞与・年金等		農業の所得	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
富 泉 村	-	-	1	90	-	-	-	-	1	90
非 持 村	-	-	-	-	-	-	1	300	1	11
黒 河 内 村	-	-	-	-	-	-	1	165	1	101
溝 口 村	-	-	-	-	-	-	-	-	1	23
長 藤 村	-	-	2	60	-	-	1	180	1	93
藤 沢 村	-	-	-	-	-	-	-	-	2	88
西 高 遠 町	3	501	1 5	+ 73 560	1	5	1	12	1	42
下 山 田 村	-	-	1	120	-	-	-	-	-	-
美 篤 村	-	-	1	118	-	-	1	36	1	29
沢 岡 村	-	-	3	316	-	-	-	-	4	43
野 口 村	-	-	1	54	-	-	-	-	1	54
中 坪 村	-	-	1	79	-	-	-	-	1	36
福 島 村	-	-	1	55	-	-	-	-	1	19
平 出 村	1	12	7	760	-	-	3	90	5	181
沢 底 村	-	-	1 3	+ 28 251	-	-	-	-	1 2	+ 19 37

(注) 1 各欄の下段は届出の所得金高、上段は所得税調査委員会が取調べにより加算した所得金高を示す。

「所得金高取調書」の分析表

金額単位；円

養蚕の所得		田畑貸付の所得		貸家賃の所得		地賃の所得		商工雑種の所得		山林・竹・桑葉売却等所得		合計所得金額	
人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
3	207	4	761	-	-	-	-	1	300	実	4	1,749	
1	35	1	182	-	-	-	-	-	-	-	1	307	
1	20	1	211	1	21	1	4	-	-	-	1	319	
8	285	8	1,945	3	68	3	+ 65 6 672	-	-	-	3	+ 65 8 3,529	
1	+ 9 1 21	1	98	-	-	1	258	-	-	-	1	+ 9 1 406	
7	421	5 8	+ 115 1,287	-	-	1	+ 58 3 535	1	30	6	+ 173 8 2,922		
1	30	1	244	-	-	-	-	-	-	-	1	301	
12	712	6 16	+ 253 4,176	1 4	+ 10 21	4 11	+ 338 1,300	-	-	-	9 16	+ 616 7,541	
2 4	+ 44 157	6	1,044	1 2	+ 2 13	1 2	+ 130 338	3	+ 412	5 6	+ 588 2,476		
1	45	1 1	+ 46 104	1	20	-	-	-	-	-	1 1	+ 74 331	
6	119	6 8	+ 427 1,404	1 4	+ 11 196	5 11	+ 482 1,898	-	-	-	9 13	+ 1,002 6,019	
1 3	+ 12 44	2	446	1	145	-	-	-	-	-	1 3	+ 12 928	
12 111	+ 187 4,095	39 171	+2,012 48,850	10 40	+ 203 999	36 90	+2,542 15,069	3 9	+ 412 461	92 186	+ 5,912 91,972		
-	37	-	286	-	25	-	167	-	51	-	494		
% 10.8	% 4.6	% 22.8	% 4.1	% 25.0	% 20.3	% 40.0	% 16.9	% 33.3	% 89.4	% 49.5	% 6.4		

2 合計所得金高欄の人員は実人員を示す。

第三表— 3

明治21年 6月 長野県上伊那郡役所

町 村 名	公 債 証 書 等 の 利 子		非 営 業 貸 金 預 金 の 利 子		株 式 利 益 配 当 金		俸 給 ・ 手 当 金 賞 与 ・ 年 金 等		農 業 の 所 得	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
東 箕 輪 村	-	-	3	58	-	-	1	204	3	219
樋 口 村	-	-	-	-	-	-	-	-	1	90
赤 羽 村	-	-	1	25	-	-	-	-	1	38
小 野 村	1	7	3	64	-	-	1	260	6	228
横 川 村	-	-	-	-	-	-	-	-	1	29
伊 那 富 村	-	-	3	118	1	10	2	468	2	53
辰 野 村	-	-	-	-	-	-	-	-	1	27
中 箕 輪 村	1	7	11	+ 15 843	1	70	6	337	2	75
南 箕 輪 村	-	-	6	329	-	-	2	273	6	322
西 箕 輪 村	-	-	1	130	-	-	-	-	1 1	+ 28 32
伊 那 村	2	28	9	+ 62 858	1	80	5	1,248	1 2	+ 20 188
伊 那 部 村	-	-	1	70	-	-	2	204	1	19
合 計	8	555	13 113	+ 399 9,252	11	1,500	49	8,235	8 72	+ 157 2,956
1人当たり 届出平均	-	69	-	82	-	136	-	168	-	41
取調べによる 加算割合	-	-	% 11.5	% 4.3	-	-	-	-	% 11.1	% 5.3

(注) 1 各欄の下段は届出の所得金高、上段は所得税調査委員会が取調べにより加算した所得金高を示す。

次の第四表は、商工雑種業の所得の状況を業種別に表したものである。

商工雑種業については兼業のものもあるが、このなかでは酒造業が最も多く、商工雑種業を営む者九〇人中三三人(三七%)⁽⁷⁾おり、そのうち二〇人(六一%)⁽⁸⁾が委員の取調べにより所得金高を訂正加算されている。

明治二十一年における、当郡の清酒醸造戸数七六戸(製造高一〇、五六七石一、九〇二・〇五五⁽⁸⁾)であるから、このうちの四三%が課税されたことになる。この頃の酒造業者は、味噌・醤油製造業者などと比べると、事業規模、収入等も大きく、⁽⁹⁾それに記帳義務が課されている上、酒造税課税のためにその製造高も把握されているので、委員の査定も厳しかったことであろう。

このほか、多い業種としては商業(物品販売業と思われ、多くは兼業)二五人、生糸製造業一人、質貸業八人⁽¹⁰⁾、売薬業七人、医業六人と統いており、これらの平均所得金高を多い順に並べると、医業二九六円、酒造業二五四円、生糸製造業一六二円、醤油製造業一〇九円、旅館一〇三円等という結果が得られる。

このように、所得税調査委員が取調べの結果、委員会で議定されたとみられる所得金高に基づいて、これに法定の税率を乗じて税額を算定したものが第五表である。

当郡全体の課税人員一八六人は、明治二十年の総戸数一七、二四三戸(人口九四、九九〇人)の一・〇八%⁽¹¹⁾に当たり、その所得金高合計額は九七、八四四円(一人当たり平均五二六円)、税額は一、〇八四円九〇銭(一人当たり平均五円八三銭)となる。この頃当郡には二町五五村あり、所得税の納税者の最も多い村では一六人、納税者一、二名の村が一八か所、納税者のいない町村が一五か所ある。

第四表

明治21年6月 長野県上伊那郡役所「所得金高取調書」における営業所得の状況

業 種 名	届出額は認分		取調べによる届出額訂正分				合 計	
	人員	所得金高	人員	当初届出 所得金高	加算額	査 定 所得金高	人員	所得金高
酒 造 業	人 13	円 175 2,275	人 20	円 224 4,470	円 81 1,630	円 305 6,100	人 33	円 254 8,375
生糸製造業	8	175 1,401	4	75 300	60 240	135 540	12	162 1,941
醤油製造業	1	40 40	2	106 211	37 75	143 286	3	109 326
油 製 造 業	2	50 100	1	8 8	12 12	20 20	3	40 120
酢 製 造 業	1	32 32	-	-	-	-	1	32 32
菓子製造業	1	34 34	-	-	-	-	1	34 34
医 業	5	305 1,527	1	225 225	25 25	250 250	6	296 1,777
商 業	19	82 1,550	6	83 497	44 263	127 760	25	92 2,310
売 業 業	7	96 673	-	-	-	-	7	96 673
質 貸 業	4	66 263	4	42 168	22 88	64 256	8	65 519
旅 館	1	80 80	1	110 110	16 16	126 126	2	103 206
染 物 業	2	41 82	-	-	-	-	2	41 82
石 灰 焼	2	78 156	-	-	-	-	2	78 156
水 車	4	16 62	1	-	4 4	4 4	5	13 66
通 運	4	30 119	1	-	18 18	18 18	5	25 137
印紙切手売捌	11	10 115	1	44 44	35 35	79 79	12	16 194
そ の 他	4	88 347	-	-	-	-	4	88 347
合 計	89	100 8,856	42	144 6,033	57 2,406	201 8,439	131	132 17,295

(注) 所得金高欄の下段は合計額、上段は1人当たり平均額を示す。

第五表 明治21年6月 長野県上伊那郡における所得税課税額

町村名	人員	所得金高		税額		(明治31年)	
			1人当たり平均		1人当たり平均	戸数	人口
西春近村	人 3	円 987	円 329	円・厘 9.870	円・銭 3.29	戸 667	人 3,967
宮田村	内1 9	内1,861 6,153	1,861 684	内27.915 70.835	27.92 7.87	614	3,351
赤穂村 下平村	内4 14 1	内10,361 15,059 418	2,590 1,075 418	内155.415 202.395 4.180	38.85 14.46 4.18	赤穂村 1,400	8,212
飯島村 本郷村 田切村	4 3 2	1,792 1,204 672	448 401 336	17.920 12.040 6.720	4.48 4.01 3.36	飯島村 784	4,589
片桐村	内2 5	内2,725 3,812	1,363 762	内40.875 51.745	20.44 10.35	400	2,417
上片桐村	3	1,022	341	10.220	3.41	352	2,042
七久保村	5	1,908	382	19.080	3.82	340	1,961
大草村 葛島村 四徳村	12 1 —	7,524 370 —	627 370 —	75.240 3.700 —	6.27 3.70 —	南向村 716	5,170
中沢村	8	2,813	352	28.130	3.52	717	4,483
東伊那村	6	2,226	371	22.260	3.71	359	2,236
東春近村	3	1,379	460	13.790	4.60	580	3,512
富県村	2	650	325	6.500	3.25	589	3,564
非持村 黒河内村 溝口村	1 1 1	311 320 341	311 320 341	3.110 3.200 3.410	3.11 3.20 3.41	美和村 454	2,644
長藤村	内1 3	内1,032 1,662	1,032 554	内15.480 21.780	7.26	407	2,416

明治21年6月 長野県上伊那郡における所得税課税額

町村名	人員	所得金高		税額		(明治31年)	
			1人当たり平均		1人当たり平均	戸数	人口
藤沢村	人 2	円 703	円 352	円・厘 7.030	円・銭 3.53	戸 435	人 2,485
美篔村	2	848	424	8.480	4.24	601	3,315
西高遠町 東高遠町	内 2 10 —	内 2,126 5,664 —	1,063 566 —	内 35.070 70.450 —	17.54 7.05 —	高遠町 850	4,589
下山田村 上山田村 小原村 勝間村	1 — — —	408 — — —	408 — — —	4.080 — — —	4.08 — — —	河南村 336	2,053
沢岡村 野口村 中坪村	4 2 2	1,636 791 658	409 396 329	16.360 7.910 6.580	4.09 3.96 3.29	手良村 437	2,598
平出村 沢底村 樋口村 赤羽村	内 1 9 3 1 1	内 1,343 5,180 1,702 307 319	1,343 576 567 307 319	内 20.145 58.515 17.020 3.070 3.190	20.15 6.50 5.67 3.07 3.19	朝日村 667	3,878
小野村	8	3,594	449	35.940	4.49	445	2,476
横川村 上島村	1 —	415 —	415 —	4.150 —	4.15 —	川島村 380	2,205
伊那富村 辰野村	8 1	3,095 301	387 301	30.950 3.010	3.87 3.01	伊那富村 927	5,229
中箕輪村	内 1 16	内 1,128 8,157	1,128 510	内 16.920 87.210	16.92 5.45	1,165	6,705
南箕輪村	6	3,064	511	30.640	5.11	531	3,246
西箕輪村	1	405	405	4.050	4.05	635	3,694

明治21年6月 長野県上伊那郡における所得税課税額

町村名	人員	所得金高		税 額		(明治31年)	
			1人当 たり平 均		1人当 たり平 均	戸 数	人 口
東箕輪村	人 4	円 1,749	円 437	円・厘 17.490	円・銭 4.37	戸 472	人 2,791
三日町村	—	—	—	—	—	箕輪村 337	1,819
福与村	—	—	—	—	—		
伊那村	13	7,021	540	70.210	5.40	伊那村 1,776	9,350
伊那部村	3	940	313	9.400	3.13		
福島村	1	304	304	3.040	3.04		
市ノ瀬村	—	—	—	—	—	伊那里村 296	1,720
杉島村	—	—	—	—	—		
浦村	—	—	—	—	—		
中尾村	—	—	—	—	—		
山室村	—	—	—	—	—	三義村 302	1,854
荊口村	—	—	—	—	—		
芝平村	—	—	—	—	—		
合 計	内12 186	内20,576 97,884	1,715 526	内 311.820 1,084.900	25.99 5.83	18,971	110,571
備 考 明治20年 現 在						17,243	94,990

- (注) 1 各欄の内書は所得金高一千円以上の者に係る数値を示す。
 2 「所得金高取調書」の末尾に、21年分所得金 102,364円、197人、内4等20,576円、5等81,788円と集計されており、本表の合計額と符合しないので、あるいは、東高遠町あたり(11人、所得金 4,480円)が脱落している可能性がある。
 3 戸数、人口は上伊那誌編纂会編「長野県上伊那誌」第三巻現代社会篇による。

この状況をみると、所得税の免税点三〇〇円はかなり高い水準にあり、初期所得税はまだ大衆課税とは言えなかつたのである。なお、この「所得金高取調書」には所得金高三〇〇円未満の者が末尾に六人記載されているが、これは課税対象からはずされた者とみられる。

(注) 1 史料写 長野県史刊行会保存(長野県東筑摩郡麻績村 臼井勘二氏所蔵史料による)

2 酒類醸造営業人心得

第十項

税則中十九条ニ基キ營業者ハ左ニ掲クル処ノ諸帳簿ヲ製シ、詳細記入シ置クベシ、

酒造米買入帳 搗米通帳 水車屋渡シ米帳ノ類ヲ云フ、

仕入帳 杜氏仕込帳 酒造出帳 酒売上帳

酒蔵米仕払帳 杜氏并日雇給料帳 荷物判取帳 金銭判取帳 樽貸帳

積出帳 酒粕糠売払帳 酒造諸器械売買扣帳 酒粕目方扣帳

此他酒粕麴麦萌シ及ヒ銘酒類ニ加味スヘキ品類買入帳一切

第十一項

他家ノ造酒ヲ買受ケ取(販) 売スルトキハ其石高及ヒ代価等ヲ詳記シタル仕切書、又ハ送り状等ヲ取纏メ置クヘシ、

(「長野県史」近代史料編 第三卷(二) 地租改正 税制 六七四頁 『長野県布達全報』長野市

県立長野図書館所蔵)

3 税務大学校研究部編「明治前期所得税法令類集」 二五六頁

4 「右同書」 九六頁

5 鼎軒田口卯吉全集刊行会「鼎軒田口卯吉全集」第六卷 二二五頁

6 税務大学校租税資料室所蔵

7 塚田正明「長野県の歴史」 二四六頁

8 上伊那誌編纂会「長野県上伊那誌」第三卷 現代社会篇 五五〇頁〔酒類製造量〕長野県統計書
 「右同書」 五四六頁〔長野県統計書県庁所蔵〕によると、明治十九年の上伊那郡における清酒、味噌、醤油製造業の製造家戸数、製造数量、製造家一戸当たり年収等は次のとおりである。

業種	製造戸数	製造数量	単価	価格	製造家一戸 当たり年収
清酒	七九戸	九、五七二・八四七石 (一、七三三・一三三三kℓ)	一升(一・八ℓ) 二〇銭	一九、一四六円	二四二円 三〇銭
味噌	一戸	一、六〇〇貫 (六、〇〇〇kg)	一貫一五銭 (三・七五kg)	二四〇円	二一円 八〇銭
醤油	一六戸	九七六石 (一七五・六八kℓ)	一升(一・八ℓ) 六銭	五八六円	三六円 七〇銭

10 質屋の貸金の状況(上伊那郡)
 なお、明治二十一年の価格として、米価精米一石につき松本地区五・一九一円、飯田地区六・〇〇一円●農作男年給二六・八四円、同女二四・二七円●大工賃金日当二五銭一七銭(同書六六四頁)

年 度	店 数	貸 出 口 数	貸 出 金 高
明治二十年	一九	一、四、五三七口(年 末) 一、二、六四口(年 間)	七、三、九四八円(年 末) 七、〇二五円(年 間)
同 二一年	二三	一、三、六、一七五口(年 末) 一、三、六、八四口(年 間)	八、七、六五七円(年 末) 八、四五一円(年 間)

(出典 「右同書」 六七九頁)

11 明治二十一年の全国の納税人員は一三九、五〇二人（大蔵省・国税庁「所得税発展の記録」）であり、当時の総戸数およそ七、七二〇、〇〇〇戸（前掲「鼎野田口卯口全集」第六卷 二一九頁）とされているので、その比率は一・八%となる。

第五節 課税当局の施策

課税当局にとって納税義務者の把握は最も基本的事項であり、その上で課税の充実を図ることが要請される。本節では、そのためにどのような施策が行われたかを検証していきたい。⁽¹⁾
次に掲げるのは長野県北安曇郡役所から発せられた文書である。

所得金高及人員参照上入用ノ為メ左ノ各項至急取調方其筋ヨリ依頼有之候間十二月十四日迄ニ御取調願御内報度

一	一ヶ年所得金高百円以上百五十拾円未満	何人
一	同 同 百五十拾円以上貳百円未満	何人
一	同 同 貳百円以上三百円未満	何人

右取調方ハ極メテ困難ニシテ精密ノ取調ハ難相成候得トモ地租、營業稅戸数割等各自ノ納額及俸給其他収入額等参考トナルヘキ金額ト推測トヲ以テ見込ヲ立テ取調候ハム概略ハ調査シ得ラレ可申ト存セラレ候間其辺ヲ以テ御調査相成度此段及御依頼候也

第二課長

明治二十四年十一月十九日

北安曇郡書記 ○○○○ 印

常盤村長 × × 殿

追テ本文ノ取調ハ全ク其筋ノ参考ニ止ルヘキモノニ付若シ新稅施行等ノ訛言ヲ伝ヘ疑惑ヲ生セシメテハ不都合ニ付其辺御注意内密ニ御取計相成度此段申添候也

この調査依頼に対する報告は十二月十日になされ、

- 一 一ヶ年所得金高貳百円以上三百円未満 十五人
- 一 同右 百五十円以上貳百円未満 十三人
- 一 同右 百円以上百五十円未満 二十二人

ということであり、それに各自の所得金高及び氏名が記載されている。⁽²⁾
 そして、この報告の基礎となった調査は次のように行われている。

一ヶ年所得金百円以上ノモノ調査表

地 価	営 業 税	俸 給	貸 金	養 蚕	天 蚕	姓 名
所 得	所 得	所 得	利 子	所 得	所 得	
百 円	二 円	〇	千 円	百 円	百 円	某
十 五 円	十 円	百 円	百 五 十 円	三 十 円	四 十 円	

その調査表の一例を示すと、

貳百六拾七円	〇	百五十円	〇	五十円	六十円	〔村長〕 × × × ×
五百貳二円五十銭 五拾銭 七十八円五十銭				十五円	貳四円	

右のような標準表を作成し、これにより村民の所得金高を推計している。すなわち、地租の課税標準となる地価百円につき農業所得、田畑貸付の所得等を十五円と見積もり、同様に営業税二円につき商工業所得十円、貸金元本千円

につき貸金利子の所得百五十円等と見積もつて合計所得金高を推計している。

この調査表によると、一一人の調査が行われているので、この村落の状況を所得高から分析してみる。

所得金高の最高は四〇六円三〇銭（土地の所得一五一円三〇銭、営業所得六〇円、貸金所得七五円、天蚕所得一二〇円）、最低は三八円九〇銭（土地の所得一六円四〇銭、貸金所得一五円、養蚕所得七円五〇銭）、村民の平均所得金高は一一七円六五銭であり、平均以上の所得者は四三人（三七・七％）、所得税が課税される所得金高三百円以上の者は四人となっている。

そして、百円以上の所得者は前述のとおり五〇人（四三・九％）、五〇円以上百円未満の者五四人（四七・三％）、五〇円未満の者一〇人（八・八％）である。

地価の最高は一、八一八円八〇銭（見積所得二七二円八〇銭）、最低は一〇九円六〇銭（見積所得一六円四〇銭）であり、土地の所得だけでは所得税は課税されるには至らない。

営業税の納税者、すなわち商工業を営む者は五一人いるが、見積所得の最高は六〇円であり、いずれも規模の小さい業者で平均所得は八円九二銭となっている。

給与所得のある者は九人、その最高は村長の一五〇円、そのほか一〇円から八四円までである。

貸金の所得が見積もられている者は五八人であるが、所得百円未満の者三人にも貸金元本百円程度が配賦されており、やや厳しいものと考えられる。

養蚕農家は九四軒（全村民の八一・五パーセント）、天蚕を兼業している者は一六人、天蚕のみの農家は四軒、その所得見積もりは養蚕の場合三七円五〇銭から一円五〇銭までの七段階、天蚕の場合は一二〇円から四円までの七段階

となっており、平均所得は養蚕で一二円九〇銭、天蚕で三三円三〇銭となる。

以上が常盤村の「一ヶ年所得金百円以上ノモノ調査表」から見た村民の所得の状況であるが、戸数百余戸のこの村は田畑の耕作と養蚕を行う農家が八割以上を占め、商工業の多くは農家の兼業という小規模のものであり、所得金三百円以上の者は四人だけで村長さえも所得税の課税からはずれている。すなわち、この村の所得税の負担者は、戸数全体の三・五%と位置づけられるのである。

この報告に含まれている所得金高三百円以上の者が、当初から所得金高届書を提出していたかどうかは明らかでないが、課税当局は、無届者の中からも課税すべきものを抽出すべく密かに資料を収集していたことが判明する。

課税当局による納税義務者の把握に関して、第四節で述べた上伊那郡の「所得金高取調書」にも所得金高三百円未満の者が記載されていることから考えると、前に紹介したところの諏訪郡豊田村、湊村戸長役場から発せられた所得金高二百円以上の者の届書提出に関する通達（本書三〇八ページ参照）も、所得税法施行当時の混乱という理由ではなく、課税、非課税を問わず、取り敢えず一定金額以上の所得のある者に届書を提出させて、その中から所得三百円以上と見込まれる者を抽出して課税するという方法をとったとの推測も成り立つが、このあたりの裏面史については解明できないところである。

一方、新制度をあまねく円滑に定着させるために、大蔵大臣の演説にあるように税法不知による納税の懈怠、あるいは、狡猾な意志による回避の例が少なくないとみて、これを懇切に説諭して、その理解を求めるといふ姿勢が次の二例にみられる。

(朱書)

「甲第五三号」

近來諸稅徵收ニ當リ不納申報ヲ為スモノ追々増加スルノ傾キ有之、而シテ不納者ニ對シ公売所分ノ違ヲ為スヤ周章取消ヲ出願シ、其所分ヲ実行スルモノハ実ニ僅々タリ、依之觀之實際貧究等ノ故ヲ以テ怠納スルニアラスシテ、全ク等閑ノ心得ヨリ期限ヲ經過スルモノナルベシ、尤戸長役場ニ於テモ右不納申報ヲ為ス迄ニハ十分注意ノ上ニハ可有之候得共、一旦申報スルニ於テハ双方不一方手數ヲ要シ、且ハ徒ラニ時日ヲ經過スルノ虞モ有之候ニ付、自今一層注意期日納金ヲ怠ルモノハ戸長役場へ一応本人ヲ召喚シ、納稅ノ忽ニスベカラサル事由並ニ成規ノアル処ヲ懇諭シ、尚之レニ服セサルモノニ限り申報スル様取扱フ可シ、右内訓ス

明治廿一年五月八日

上伊那郡長 金井清志 圖

大草村外二ヶ村戸長 佐々木宗一 殿 (3)

諸稅法施行之創始ニ在テハ主意ノ如何解セサル向モ可有之候得共、日ヲ遂(遂)ヒ月ヲ累ネ、漸ク其主意ノ解釈ヲ得ルニアリ、然ルニ所得稅法之如キ施行以來最早二ヶ年ヲ經過シ、稅法ノ主意ハ解得セシナランニ、第六條之屆書ノ如キ創始ヨリ却テ今日精密ナラス、又一個人ニシテ年々所得ニ増減アルハ免レサル処ナリト雖トモ、廿年ヨリ本年之屆書ヲ比較スルニ、拾人中九人迄ハ年々減少シ、既ニ納稅人之資格ヲ失ヒタル者尠カラス、平均上如此謂アルナシ、畢竟調査ノ細密ナラサルト、又ハ他人之所得ヲ聞及ヒ、資産之厚薄ヲ計リ、自然減少スル等ノ弊害ヲ生シ候テハ權衡ヲ得サルノミナラス、第一稅法ニ背戾シ甚不相濟義ニ付、届出ニヨリ不相當ト視認ムルモノハ精々懇諭シ、正当之屆書ニ為サシメ可差出、又資格アリト視認メテ届出ナキ者へハ精々懇談ヲ尽シ、法律ヲ誤ラサル様注意シ、尚正当之調ト視認メサルモノハ其意見ヲ内申スヘシ、右内達ス

明治廿二年四月廿七日

下伊那郡長 伊谷修 圖

元松尾村・毛賀村戸長 島地保弥太 殿 (4)

第一の例は、諸税について不納となる者が増加しているが、これを公売処分が付すと、不納の理由は必ずしも貧窮によるものでなく、納税をなおざりにして期限を超過し、公売処分の取消を求める者が多いから、以後不納の申報をするときは、一応戸長役場へ本人を召喚し、納税をおろそかにしてはならない理由や法律の定めのあることを懇切に諭すべし、という趣旨である。

第二の例は、所得税法が施行されて二年を経過して税法の主意は理解されたとみられるにもかかわらず、所得金額は年々減少し、無税となる者も少なくない。平均的にみてこのようなことが生ずる筈はなく、これは調査が細密でないこと、あるいは、納税者が他人の所得と比較して自分の資産を加減して届けていることがその理由である。これでは権衡がとれないばかりか、税法に違背することとなるので、届書が不相当と認められる者については、懇切に諭した上で正当な届出を提出させ、また、無届けの者で有資格と認められる者については、懇ろに話をして法律を誤ることのないように手当をすべきである、と言っている。

この頃の税負担の状況を見ると、所得税の負担が重いというより、地租、地方税の負担が過重であったことにもよる。第六表は、長野県上水内郡一町三三か村の明治二十三年度の直接国税・府県税の町村別表である。⁽⁵⁾

この表における税収の構成割合は、全体で地租六三・五%、所得税一・九%、地方税三四・六%となっており、所得税のウェイトは極めて低い。特に農村部における所得税収の構成割合は〇・八%であり、所得税の納税者皆無の村が三か村、所得税額十円未満の村（納税者三人程度）が八か村もある状況である。したがって、所得税を多く負担した者は町部におり、農村部を圧迫していたのは地租、府県税をしてこれらに付加される村費であったと言うことができる。

第六表一

直接国税・府県税町村別表

長野県上水内郡

町村名	地 租		所 得 税		地 方 税		計	
	円. 厘	比率	円. 厘	比率	円. 厘	比率	円. 厘	比率
長 野 町	5,484.191	22.6	1,962.023	8.1	16,773.316	69.8	24,219.530	100
大豆島村	3,234.674	71.4	12.760	0.3	1,283.238	28.3	4,530.672	100
三 輪 村	3,989.083	63.9	95.395	1.5	2,156.055	34.6	6,240.533	100
朝 陽 村	4,373.613	74.0	31.690	0.5	1,506.359	25.5	5,911.662	100
長 沼 村	4,096.005	73.2	30.070	0.5	1,467.441	26.3	5,593.516	100
神 郷 村	2,658.827	68.0	9.080	0.2	1,242.270	31.8	3,910.177	100
若 槻 村	4,479.439	72.2	33.535	0.5	1,692.665	27.3	6,205.639	100
高 岡 村	1,763.907	71.3	3.000	0.1	705.912	28.6	2,472.819	100
三 水 村	6,810.608	74.7	8.480	0.1	2,300.298	25.2	9,119.386	100
柏 原 村	921.887	60.8	38.680	2.6	554.680	36.6	1,515.247	100
富士里村	1,212.229	68.5	7.210	0.4	549.370	31.1	1,768.809	100
芦 田 村	7,473.664	73.1	94.395	0.9	2,660.089	26.0	10,228.148	100
古 牧 村	6,537.175	74.9	20.740	0.2	2,171.146	24.9	8,729.061	100
吉 田 村	1,788.894	62.3	78.380	2.7	1,005.530	35.0	2,872.804	100
柳 原 村	2,882.665	71.5	125.980	3.1	1,023.926	25.4	4,032.571	100
鳥 居 村	3,020.414	71.8	8.430	0.2	1,179.752	28.0	4,208.596	100
古 里 村	2,921.331	73.6	3.280	0.1	1,044.093	26.3	3,968.704	100
浅 川 村	1,313.818	70.9	16.470	0.9	522.375	28.2	1,852.663	100
中 郷 村	2,638.877	67.1	35.470	0.9	1,256,953	32.0	3,931.300	100
信濃尻村	1,164.291	69.9	0	—	500.567	30.1	1,664.858	100
古 間 村	1,233.108	63.4	80.790	4.1	632.200	32.5	1,946.098	100
芋 井 村	2,114.901	73.4	12.020	0.4	752.955	26.2	2,879.876	100
戸 隠 村	1,382.277	63.6	0	—	791.205	36.4	1,173.482	100

直接国税・府県税町村別表

長野県上水内郡

町村名	地 租		所 得 税		地 方 税		計	
	円. 厘	比率	円. 厘	比率	円. 厘	比率	円. 厘	比率
鬼無里村	2,185.916	69.5	26.500	0.8	932.097	29.7	3,144.513	100
南小川村	2,955.203	68.5	39.185	0.9	1,317.100	30.6	4,311.488	100
水内村	1,726.952	59.1	67.595	2.3	1,128.255	38.6	2,922.802	100
日里村	2,044.130	74.1	20.050	0.7	695.910	25.2	2,760.090	100
小田切村	1,872.286	73.2	6.600	0.3	677.457	26.5	2,556.343	100
柵 村	1,529.275	66.2	9.420	0.4	770.722	33.4	2,309.417	100
北小川村	1,881.043	71.8	0	—	737.384	28.2	2,618.427	100
津和村	2,035.113	72.9	14.530	0.5	744.052	26.6	2,793.695	100
栄 村	3,022.117	85.2	13.800	0.4	509.935	14.4	3,545.852	100
七二会村	2,922.703	69.3	26.780	0.6	1,267.829	30.1	4,217.312	100
安茂里村	2,799.182	69.6	23.210	0.6	1,199.642	29.8	4,022.034	100
総 計	98,469.798	63.5	2,955.548	1.9	53,752.778	34.6	155,178.124	100

第六表-2

町部と村部との租税負担比較

町村区分	地 租		所 得 税		地 方 税		計	
	円. 厘	比率	円. 厘	比率	円. 厘	比率	円. 厘	比率
町 部	5,484.191	22.6	1,962.023	8.1	16,773.316	69.8	24,219.530	100
	5.6%	/	66.4%	/	31.2%	/	15.6%	/
村 部	92,985.607	71.0	993.525	0.8	36,979.462	28.2	130,958.594	100
	94.4%	/	33.6%	/	68.8%	/	84.4%	/
計	98,469.798	63.5	2,955.548	1.9	53,752.778	34.6	155,178.124	100
	100%	/	100%	/	100%	/	100%	/

しかしながら、このような状況は政府の意図するところの税負担の平準化とはかけ離れたものであり、先の下伊那郡長の内達に見られるように年々所得の届出金高が減少する傾向が全国的にもみられ、それは「畢竟調査ノ細密ナル」ことに基因すると考えられたのであろうか。従来、「取調掛ハ毎戸ニ直接シテ取調ヲナス如キノ事アルヘカラス、其不分明ナルモノハ他人ニ就テ探問シ又ハ種々ノ況状ヲ参察シテ取調ノ多少ヲ勘案スルニ在リ」(明治二十年五月二十八日主税局長通牒)としていただけで一貫していなかった所得税下調べの姿勢が、明治二十六年二月六日大蔵大臣内訓「所得税下調心得書」⁽⁶⁾により明確にされるのである。この大臣内訓は府県知事から各郡区長へ次のように内訓される。

長野県の場合には

内訓第三号⁽⁷⁾

所得税下調ノ義ハ従来精粗区々ニ涉リ居候ニ付、別紙ノ通大蔵大臣ヨリ内訓相成候条右ニ要スル各種標準ヲ立ツルノ調査方法ヲ掲ケテ其標準ノ額ヲ定メ、四月十日迄ニ差出スヘシ

明治廿六年三月三十一日

長野県知事 ○○○○

所得税下調心得書

- 一 土地ノ所得ハ各町村若クハ大字限リ小作米若クハ取獲物ニ依リ標準ヲ定ムヘシ
- 二 酒造醬油造ハ前三ヶ年平均代価ニ依リ標準を定ムヘシ
- 三 工業及商業等ニシテ製造物又ハ商品ノ数量代価等ノ調査シ得ヘキモノハ之レニ依リ標準ヲ定ムヘシ
- 四 会社組合等ノ利益ハ考課状等ニ就キ前年分ヲ調査シ置キ、持株高ニ依リ算出ヘシ
- 五 公債証書ノ利子ハ日本銀行本支店代理店、地方債証券ノ利子ハ其取扱所ニ就キ利子請取人ノ氏名ヲ抜萃シ調査ノ材料ニ供スヘシ

六 諸会社製場等多数ノ役員及傭人ヲ使用スル者ニ対シテ、給料若クハ手当金等合計一ヶ年五拾円以上ヲ受クル者ノ姓名・金額ヲ問合せ調査ノ材料ニ供スヘシ、但必要ト認ムル場合ハ五拾円以下ト雖トモ本項ニ依ルヘシ

七 貸付金・預金等ノ利子ハ登記所・銀行又ハ会社等ニ就キ、其人名金額ヲ問合せ調査ノ材料ニ供スヘシ

八 生活上ノ程度又ハ營業ノ実況ニ就キ納税資格アリト認ムルモノニシテ所得届を為サルモノ、又ハ届高不相当ト認ムルモノアルトキハ市町村長ヲシテ意見ヲ具申セシムヘシ

九 他所轄ノ者ニシテ土地、貸家、貸金、預ケ金、公債証書、銀行、会社、組合等ノ株券等ヲ有シ、又ハ營業ノ所得アル者ハ納税スヘキ地ノ管庁ニ通報スヘシ

福岡県の場合は、これより一月半も早い明治二十六年二月十五日付で「所得税下調ノ義ハ従来精粗区々ニ涉リ居候趣ニ付、自今左ノ心得書ニ依リ精密調査スヘシ、但心得書ニ依リ査定シタル各種ノ標準書ハ毎年調査委員会開会十五日以前内報スヘシ」として同様な知事内訓が発せられており、このことは、中央から発せられた通牒に基づき各府県の執行体制が時期的に足並みをそろえて一斉にとりわけにはいかなかったことを示している。

ともあれ、前に述べた長野県常盤村での所得百円以上の者の調査の際、所得標準の原形をみたのであるが、ここにおいて全国的に所得標準を定める制度がしかれたのである。

更に、一年後の二十七年二月九日、「尚一層下調ノ精密ヲ期スル為メ」、毎年五月臨時に收税署在勤の收税属を郡役所に派遣させる旨の大蔵大臣内訓⁽⁹⁾が発遣され、これも県知事から郡長へ通達される。

内訓第六号⁽¹⁰⁾

所得税法第十三条ニ依リ所得金高下調書ヲ調製スルハ固ヨリ郡長ノ職掌ニ候ヘ共、今般大蔵大臣ヨリ内訓ノ趣モ有之、尚一層下調ノ精密ヲ期スル為メ毎年五月臨時ニ收税属ヲ其郡役所ニ派出セシメ候条左ノ要旨ニ從ヒ主任郡書記ト共ニ所得税下調ニ関スル諸般ノ事務ニ従事セシムヘシ

但 派出期日ハ予定ノ上収税部長へ通報スヘシ

明治二十七年四月十八日

長野県知事 ○○○○

郡長 殿

一部役所ニ届出タル所得金高ト予テ調製シタル所得標準書トヲ对照シ其当否ヲ勘按シ、不当ト認ムルトキハ郡長ニ申出説諭訂正セシムルノ手續ヲ求ムヘキ事

一 納税者ニ於テ説諭ニ服セス訂正ヲ拒ムモノアルトキハ郡長ノ指揮ニ従ヒ、届書ニ拘ハラス正当ト認ムル所得額ニ依リ下調書ヲ調製スヘキ事

一 所得税納税者ト認ムヘキ者ニシテ届出ヲ怠リタル者ナキヤ否ヲ査察シ届出ノ脱漏ナキ様注意スヘキ事

一 所得税下調台帳ニ記載セル事項ハ其整否ヲ視察シ調査委員会ノ参考ニ供スル便利ヲ謀ルヘキ事

次いで、主税局長から次のように通牒がなされ、所得標準による課税は精密、かつ、本格的な軌道に乗ることとなるのである。

主税局長通牒 主秘第五号 明治二十七年二月二十日⁽¹¹⁾

所得税下調ノ義ニ付テハ明治二十六年二月第二一一号ヲ以テ大蔵大臣内訓ノ趣モ有之候処、尚所得標準取調方等ニ就キ左ノ廉々御心得最前内訓ノ旨趣ニ則リ努メテ精確ノ調査ヲ遂ケラレ度

一 田畑、塩田ノ所得ハ各町村若クハ各大字ニ就キ、自作地ハ土地ノ等差ニ応シ相当ノ階級ヲ立テ、毎級一反当ノ收穫及石代(前三ヶ年ヲ平均ス以下皆同シ)ヲ調査シ税法第二條第二項ノ支出金ヲ控除シ地価金百円ニ対シ若干ノ所得ナルヤノ標準額ヲ算出シ、各自届出ニ係ル所得ノ当否ヲ調査スルノ資料ニ供スルコト

但小作地モ本文ニ倣ヒ標準ヲ設ク

二 收穫物及小作米代金ヲ算出スヘキ石代ハ其郡内ニ於テ相場立アル場所其他相当ノ場所ニ就キ取調タル相場ヲ用フルコト

- 三 山林、原野等ハ各町村若クハ各大字ニ就キ、適宜ノ方法ニ依リ一反当所得標準額ヲ算出スルコト
但収益ヲ以テ算出スル場合ニハ第一項ノ例ニ依ル
- 四 貸地（宅地）ノ所得ハ各町村若クハ各大字ニ就キ一反当又ハ一坪当、貸家ノ所得ハ每町村ニ就キ一坪当標準額ヲ算出シ、且該物件ニ対スル各種租税及必要支出金額ヲ調査スルノ資料ヲ蒐集スルコト
- 五 養蚕成繭、酒造、醬油造ノ所得ハ一石当、製糸ノ所得ハ一貫目当、製茶ノ所得ハ百斤当標準額ヲ町村毎ニ（実況ニ依リテハ一郡ヲ通シテ）算出シ、且前項ニ同シク控除金調査ノ資料ヲ備フルコト
但資産又ハ業務ヨリ生スル所得ニシテ石数若クハ斤数等ニ依リ標準額ヲ算出スルモノハ本項ニ依ル
- 六 右ノ外商業、工業ハ売上高百円ニ対スル所得標準額ヲ算出スルコト、但売上高ニ依リ難キ特殊ノ事由アル者ハ適宜相当ノ比準ニ依ル
- 七 各都市限リ所得下調台帳ヲ製シ、所得調査ニ関スル一切ノ事項ヲ記載シ調査委員会ノ参考ニ供スルコト
- 八 每町村標準額算定ノ後ハ、更ニ每都市平均上ニ於テ算出シタル標準書ヲ調製シ四月三十日迄ニ主税局ニ通報スルコト
- 九 他郡区ニ居住スルモノノ所得ヲ其納税庁ニ通報スルトキハ、納入地届ニ意見ヲ附シ併セテ所得所在地ニ於ケル標準書ヲ送付シ、若シ納入地届ヲ怠リタルモノアルトキモ尚納税地ニ通報スルコト
但通報ハ左記ノ書式ニ倣フ
- 十 所得調査上区々ノ弊ナキヲ期スルカ為メ関係アル接近地方収税長ハ機ニ臨ミ一所ニ会合シ諸般ノ協議ヲ遂クルコト
右命ニ依リ及通牒候也

かくして、「所得下調台帳（標準ノ部）」として「田貸付地所得標準調」・「田貸付地控除金標準調」・「農産物其他価格調」・「公債其他証券株式利益標準調」・「商工雜種業利益標準調」という書式が作成され、所得標準による課税が推進されたものとみられる。

所得標準の具体的一例は次のとおりである。（明治二十七年四月 長野県埴科郡五加村）

明治二十七年三月十七日郡長内訓⁽¹²⁾によるもの

埴科郡五加村小作地並ニ自作地田畑地租金壹円当り所得取調標準

種別	地価	小作米	石代	小作米代価	地租	県税	村税	控除金小計	所作地	自作地
畑	四拾円	同	同	同	同	同	同	同	同	同
田	四拾円	壹石貳斗五升	七円	八円七十五銭	壹円	貳拾五銭	貳拾壹銭四厘	壹円四十六銭四厘	七円貳拾八銭六厘	八円壹銭四厘

養蚕所得取調〔標〕準

原番	繭出来高	売上金高	諸雑費	所得金
一枚	七ノ五百目	拾五円	拾円五十銭	四円五十銭

(以下一部省略)

明治二十七年三月二十七日郡長内訓によるもの

小作田地々価百円当り所得標準表

町村名	地価	作得米	小作給米	差引	石代	地租	県税	町村税	小計	差引所得高
五加村	百円	貳石三斗六升	壹斗壹升	貳石貳斗五升	七円三拾銭	五拾銭	六拾貳銭五厘	五拾參銭五厘	參円六拾六銭	拾貳円七拾六銭五厘
				控除		税金				

自作田地々価百円当り所得標準表

五加村	町村名	地価	作得米	石代	控	除	金	差引所得高
百円	貳石三斗六升	七円三拾錢	貳円五拾錢	六拾貳錢五厘				
	地租	県税	町村税	小計				
	五拾錢	六拾貳錢五厘	五拾參錢五厘	參円六拾六錢				

小作畑地々価百円当り所得標準表

五加村	町村名	地価	作得米	小作給米	差引	石代	控	除	金	差引所得高
百円	貳石六斗貳升	壹斗貳升	貳石五斗	三七円三拾錢						
	地租	県税	町村税	小計						
	五拾錢	六拾貳錢五厘	五拾參錢五厘	參円六拾六錢						

自作畑地々価百円当り所得標準表

五加村	町村名	地価	作得米	石代	控	除	金	差引所得高
百円	貳石六斗貳升	七円三拾錢	貳円五拾錢	六拾貳錢五厘				
	地租	県税	町村税	小計				
	五拾錢	六拾貳錢五厘	五拾參錢五厘	參円六拾六錢				

当時の田畑一反当たりの収穫高及び平均地価についての確実な資料はないが、各種の資料から次のとおり推定さ

れる⁽¹³⁾

年 度	田		畑		出 典
	収穫高・米	地 価	収穫高・大豆	地 価	
明治一五年	一石二七四三	三八円二二九八	〇石四四六〇	一二円三七五五	筑摩県地租改正沿革 長野県地租改正沿革 下伊那郡各地価修正請願書按
同 年	一石三八九三	四三円四四五〇	〇石五〇九〇	一三円九二九〇	
同 二〇年		三九円五六五		一一円六一〇	
単純平均	一石三三一八	四〇円四一三三	〇石四七七五	一二円六三八二	

したがって、標準による一反当たり所得金は、自作田で五・四二七円、自作畑で六・一八六円となり、所得税の課税最低限三百円の所得を得るためには、およそ田畑五町二反を必要とするのである。

さて、このように所得標準を定めた効果について眺めてみよう。第七表は所得税が創設された明治二十年から大きく改正された同三十二年に至るまでの長野県における国税収入と全国の所得税収入の推移を示したものである。⁽¹⁴⁾

所得税収入の前年と比較しての伸びについてみれば、長野県の場合に限らず全国的にも所得標準が作成された明治二十六年以降は、従来低調であったものが九二・〇%と伸びており、所得標準による査定が課税のための施策として威力を発揮したことが窺われるのである。

この所得標準率による課税は、所得税法の「其平均ヲ得難キモノハ、他ニ比準ヲ取りテ算出スヘシ」という規定を根拠に、簡便な方法で課税の平準化を図るといふ租税原則の考え方を具現したものととして今日でも応用されているわ

第七表 国 税 収 入 の 推 移

年 度	長		野		県		全 国			
	所 得 税	前年対比	地 租	前年対比	その他の税	前年対比		合 計	前年対比	所 得 税
20	10,614.920 円	% —	966,223.112 円	% 98	795,419.174 円	% 139	1,772,257.206 円	% 114	527,824 円	% —
21	19,807.359	187	1,017,082.113	105	819,125.213	103	1,856,014.685	105	1,066,835	202
22	17,852.509	90	1,038,243.350	102	778,117.944	95	1,834,213.803	99	1,056,254	99
23	19,333.099	108	999,258.235	96	678,692.654	87	1,697,283.988	93	1,088,639	103
24	18,879.743	98	991,997.064	99	696,610.548	103	1,707,487.355	101	1,115,431	102
25	19,373.323	103	991,271.822	100	744,566.480	107	1,755,211.625	103	1,132,752	102
26	21,438.327	111	993,426.537	100	751,541.162	101	1,766,406.026	101	1,239,441	109
27	24,381.290	114	992,526.600	100	773,179.519	103	1,790,087.409	101	1,353,731	109
28	26,985.739	111	993,755.672	100	816,497.615	106	1,837,239.026	103	1,497,202	111
29	29,669.353	110	982,143.412	99	876,327.889	107	1,888,140.654	103	1,796,837	120
30	35,633.537	120	976,497.937	99	1,219,683.329	139	2,231,814.803	118	2,091,889	116
31	42,828.032	120	972,561.984	100	1,512,968.545	124	2,528,358.561	113	2,347,895	112

(注) その他の税は、酒造税・酒雑営業税・惣雑営業税・煙草税・証券印税・訴訟用印紙料・鹽油税・菓子税・取引所税・国立銀行税・度量衡税・売業税・船税・車税・鉱業税・牛馬売買免許税・狩(銃)猟免許税・営業税・旧税追納である。
 出典：大蔵省・国税庁「所得税実態70周年記念 所得税発展の記録」p. 26. 27、「長野県史」p. 707. 708、725、777

けであり、明治の英知がなお生き続けているものと言えよう。

しかしながら、そうは言っても、なかなか公平課税の実現は困難であったようである。

これより時代はあとになるが、明治三十七年、米穀輸入税、織物消費税を非常特別税として導入しようとした際に、「我輩は斯る悪税にまで拠らずとも軍費の献立を為すに毫も差支なきを信ずるものなり、政府は何故に脱税多き所得税を賃貸価格を標準として徴収せざるや、大蔵省の調査に依れば日本国民一ヶ年の所得額は三億余万円なりと云うにあらずや、……仮に年額を三億円とし之に五分の増率を為とするも一千五百万円、一割ならば三千万円の増収を得らるゝ勘定ならずや……」◎又政府とて予算編成前に気付かぬ道理はなき筈なるに、此好財源を棄て煩苛なる悪税に依頼したる財政当局者の心意を解するに苦まざるを得ず、或は所得税は申告税なるに政府が立入て認定を下すは困難の事情なきにあらずとの説もあらん、併し英国に於ける所得税も亦申告税なり、偶々虚偽の申立を為す者あれば税吏は矢張其所得税を認定して課税の方針を執りつゝあれど何等の差支あるを見すと云ふ、我國民の徳義は英國民と同一視する能はず、申告の当否を正すは到底其煩に堪ふるものにあらずとの説を為す者もあれど、之は我國民を見縊るの甚だしきものにして徴収の方法宣しきを得れば決して脱税の多きを憂へざるなり、既往の実践に徴すれば虚偽の申立脱税者の多きは寧ろ税吏が然かせ得ざる境遇に立到らしめたるの因襲其基を成したるやの嫌ひなきにあらず、

◎人は大抵所得相応の生活を為すものなれば、先づ土地若しくは家屋の賃貸価格を標準として所得税を課すれば幾多の悪税に依頼せずとも戦時財政の基礎を確立するを得べし、或は賃貸価格を標準とするは可なれども之が調査を為すは閑日月の許す所に非ず、急場の場合に合はぬを奈何せんと云うものあれど賃貸価格を標準とするは左迄面倒なる事にあらず、年来の慣習都鄙共に自ら一定の価格あるが故に其価格を標準とすれば可なり、且つ亦之を施行するに就て

別に六ヶしき法律規則を制定する迄の事もなかるべく只所得税は賃賃価格を標準とすると定め施行細則の如きは省令にて定むれば可なり……（某經濟家の談）⁽¹⁵⁾という新聞論調があり、課税が平等に行われていない理由として税務執行当局の寛容さを挙げ、それに対する批判を含めて、土地・家屋の賃賃価格を標準とする課税を提唱しているのである。

このように、徴収方法の困難ならざる所得税課税を望むのは、税務執行当局の調査力の弱さを指摘してのことであるが、当時の徴税機関の実情はどうであったか、それを垣間見ることとしたい。

維新当初は、府藩県（廢藩置県以後は府県）が管内の国税を旧慣によつて徴収し、徴収した金穀を大蔵省に納進していたが、明治十一年、郡区町村編成法の制定に伴い府県官職制が整備され、税金の徴収について国税金領収順序が定められたことにより、国税の徴収及び不納処分事務のいさいが郡長・区長に委任され、その下の戸長が国民から税金を徴収した。そして、大蔵省は、租税局の下部機関として収税委員出張所（のちに租税局出張所と改称）を設置し、租税局員を派遣して国税徴収の実況を監査し、府県は郡長・区長から皆済報告と領収書を受け取つて、皆済帳を調整し、国税徴収の実態を大蔵卿に報告する義務を負うだけとなった。

次いで明治十七年、徴収制度は再び改善され、府県官の中に収税長、収税属が配置され、租税局出張所の事務は府県の管轄下に吸収された。各府県には収税課（十九年に収税部となる。）が設置され、下部機関として収税部出張所が置かれ、収税長、収税属がこれを統轄した。すなわち、収税長が徴税事務のいさいを管理し、郡長・区長及び戸長が徴税の実際に当たる体制となつたのである。

収税長は府県官として、府県の長官の直屬下にあつたが、収税事務については、直接大蔵省主税官長の指揮を受

け、また徴税についての意見を主税官長に具申することができた。⁽¹⁶⁾

所得税法が創設されたのはこの時期であるが、その頃の郡役所の状況について、経済学博士田口卯吉は次のように書いている。

「現今我国の制たる凡そ国庫に収納すべきの租税は大約之を郡役所に於て管掌す。而て郡区役所の費用は一切地方税の支弁する所たり。故に租税徴収の為に郡区役所が非常に繁忙なるも、又吏員給料旅費の増額を要するも、又役所の増築を要するも其辺の事は政府に於て一切関係せざるなり。……然り而して府県会も国税徴収の為に地方税の増費を要するが如きは随分面白からぬ議案故容易に府県知事の要求を承諾せざることは、従来の実験に於て著明なる事実なり。去れば新に手数多き租税の賦課せらるゝ毎に最も困難を蒙るものは郡区役所の吏員なり。此吏員は数々徹夜することもあるべし。数々居残することもあるべし。然り而して決して相当の報酬を得ざるなり。相当の報酬は免職せられざるの一事あるのみ。之を以て中央政府の官吏に比すれば、服務の繁閑給料の多少決して日を同うして語るべからざるなり。是れ皆府県会が明治十五、六年以降此定額を増加するに於て容易に知事の要求を容れざると、中央政府が頻に新税を起し郡区役所に向ひて許多の事務を負担せしめられたるの致す所なり。

然りと雖も余輩の見る処を以てするに此回の所得税ほど郡区吏員をして困難せしめたるものは従前に於てあらざりしが如し。現今郡区役所の模様は実に驚くべきものあるなり。⁽¹⁷⁾」

これにより、徴税の第一線が新税の導入により繁忙を極め、居残りや徹夜をして精力的に事務をこなしているにもかかわらず、さほどの報酬を得ていないという事情もあり、⁽¹⁸⁾課税の充実にまで手が回らない状況を窺い知ることができ⁽¹⁹⁾る。

その後、明治二十二年三月国税徴収法が制定され、同法は市制・町村制の施行（同二十二年四月）と照応して、国税徴収上の国と市町村との關係を明らかにした。すなわち、市町村は地租の徴収の義務を無償で負い、地租以外の国税で勅令に規定するものは、地租に準じて市町村が徴収する義務を負う。その場合、徴収額の四％が交付金として市町村に還元される。その他の国税の徴収は、府県収税部及び同出張所がこれに当たり、これらの徴税事務は府県の収入官吏が管理することとなった。

その徴税機關としては、明治二十三年十月に収税部が直税署、間税署となり、収税部出張所は直税分署、間税分署となった。更に、同二十六年十月、前者は再び収税部と改称、後者は全国で四七九か所の収税署となるなどの変遷をみている。

そして、日清戦争後の明治二十九年十月、徴税機構の管轄を府県から大蔵省へ全面的に移すという大改革が行われ、大蔵省の管轄下に全国二十三か所の税務管理局、その下部機構の税務署が、以前の収税署を母体として全国に五二〇か所設置され、同年十一月に開庁した。

この改革の趣旨は、（一）国の事務である国税徴収事務を、地方行政から分離する。（二）従来の収税長と大蔵省の間には、地方官が介在し管理が複雑で、徴税の取扱いが統一されない弊害があったので、これを改める。（三）徴税行政が府県単位に小分化されているため、経費がかさむ弊害を改める。（四）増税、新税の創設に対処して、税務行政の拡張、刷新を必要とする、などによるものであった。

これによって、国の歳入に関しては、いっさいを大蔵省の主税局が直接統轄し、市町村がその補助機關として、地租、所得税、営業税などの租税を徴収する体制が確立したのである。⁽¹⁹⁾

このように、所得税法施行以来十年目にして、国の徴税専門機構が設置され、国税の課税の充実に向けて専念することになるわけであるが、所得税の課税については、前述の新聞紙上における批判のとおり、その公平性の点において常に問題を抱えており、税務執行当局にとっては、「適正かつ公平な課税の実現」が永遠の課題となっているのである。

- (注)
- 1 史料写 長野県史刊行会保存(長野県大町市常盤出張所所蔵史料による)
 - 2 同右
 - 3 長野県史刊行会「長野県史」近代史料編 第三卷(二)地租改正 税制 七〇九頁
「諸税不納申報蔽密取扱方上伊那郡内訓」(「郡長訓令達留 大草村外二ヶ村戸長役場 明治二十二年」上伊那郡中川村
中川村歴史民俗資料館所蔵)
 - 4 前掲「長野県史」七〇九・七一〇頁 「所得税精密調査報告方下伊那郡内達」(「内達・内論・内申物繰込 戸長控 自
明治十九年」飯田市 飯田市役所松尾支所所蔵)
 - 5 資料写 長野県史刊行会保存(「直接国税府県税町村別表」)
 - 6 税務大学校研究部編「明治前期所得税法令類集」 九八頁
 - 7 前掲「長野県史」 七二六頁 「所得税下調心得書県内訓」(「本県内訓 全 明治二十三年 同三十年」長野市 長野県
庁所蔵)
 - 8 前掲「明治前期所得税法令類集」 二五七頁
 - 9 「右同書」 一〇〇頁参照
 - 10 前掲「長野県史」 七三〇頁 「所得金高下調査調整につき県内訓」(「本県内訓 全 明治二十三年同三十年」長野市
長野県庁所蔵)
 - 11 前掲「明治前期所得税法令集」 一〇〇～一〇二頁

- 12 資料写 長野県史刊行会保存(長野県埴科郡戸倉町五加支所所蔵史料より)
- 13 前掲「長野県史」 一〇〇・一〇一・一八〇頁(筑摩県地租改正沿革・長野県地租改正沿革)
- 14 前掲「長野県史」 三三六頁(下伊那郡各町村地価修正請願書按)
- 七〇七頁(自明治十九年度 至同二十四年度 国税収入一覽)
- 七二五頁(自明治二十五年年度 至同二十八年度 国税収入一覽)
- 七七七頁(自明治二十九年度 至同三十三年度 国税収入一覽)
- 大蔵省主税局調査課・国税庁直税部所得税課 所得税実施七十周年記念「所得税発展の記録」昭和三年刊 二六・二七頁
- 15 前掲「長野県史」 七九八・七九九頁(「明治三十七年十二月 所得税厳正課税により非常特別税不要につき報道記事」〔南信〕明治三十七年十二月二十八日 飯田市市立飯田図書館所蔵)
- 16 大蔵財務協会「大蔵省百年史」上巻 昭和四年刊 一七九頁
- 17 鼎軒田口卯吉全集刊行会「鼎軒田口卯吉全集」第六卷 昭和三年刊 二二六・二二七頁(「所得税の徴収果して困難なりしが如し」明治二〇年九月一〇日発行東京経済雑誌三八四号所載)
- 18 明治二年六月 長野県上伊那郡の「所得金高取調書」による給料の状況は次のとおりである。
戸長 一八〇円(一人)、一四四円(三人) 戸長役場筆生 一一五円〜一八円(計九人)、平均五〇円井官吏 六〇〇円
・五四〇円・二八八円 教員(小学校訓導) 二七六円・二〇四円・一二〇円など
- 19 前掲「大蔵省百年史」上巻 一七九・一八〇頁

結びにかえて

我々は、ここまで明治二十年に我が国に初めて導入された所得税制をめぐり考察を進めてきた。

まず、第一章では、我が国の所得税法が世界の各国のうちでも早い時期に創設され、それが社会、経済の発達に伴う必然的な過程を経て導入されたものでないことから、その創設の趣旨、あるいは理由についての究明がなされていることを採りあげた。

そこで、これについて先学の講究するところを整理すると、政府が示したその理由、すなわち、第一に東洋の形勢に備える海防軍備費の増加、また北海道物産税を軽減することによる財源不足の補充、第二に貧富間の租税負担不均衡の是正という理由だけでは説明がつかないとして、その伏線、あるいは隠れた立法趣旨を、(一) 帝国議会開設前に「旧税ハソノ力ヲ保ツ」の原則に則って、できるだけ多数の税目を「旧税」として制度化し、財政権を確立するという国家体制整備の要求、(二) 所得税の納税資格を帝国議会議員の制限選挙制と結びつけ、議会の勢力分野に新興富有知識階級を迎えることにより、農村富有者層との均衡を保つという将来への布石であるというような立論がなされている。

しかしながら、我々は明治政府の公式見解以外に、これらのことを直接に実証する史料をもたないので、当時の内外の情勢を総合的に判断するよりほかはないものと考ええる。

つまり、維新後、新国家を建設するためには、旧幕藩体制における租税制度の不合理性を漸次改正整理しながら財

政を安定させなければならぬという命題を抱えていたところ、明治十年西南戦争後の財政窮迫を漸次解消するために増税をもって対処する方針が打ち出され、その増税を含めた税制の整備を西欧文明諸国の制度に倣うということが明治政府の目標でもあった。

所得税法の創設、それは立憲政治、自由民権思想の潮流、あるいは、先進列強諸国との不平等条約改正を背景とした近代国家建設構想の一環であり、そのための税制整備の一環として位置づけられるものである。

次に、所得税法の立案準備過程についても、その立論の基礎となるべき史料は現在保存されていないとみられ、推論の域をでない。ただ、基礎史料のうち、カ・ルードルフの「収入税法草案」の作成年が誤っているであろうことは、井上一郎氏の指摘するところであり、明治七年という早い時期に所得税制導入のための研究、あるいは準備がなされたとは考えられず、それが準備されたのは明治十七年頃と推定されるのである。

また、我が国の所得税法に採用すべき主義をめぐってのイギリス型支持者とプロセイン型支持者との論争の件を含め、所得税法の立案準備過程を説明する手掛かりとして、松方家文書目録にある「所得税法案ニ対スル意見〔田尻稲次郎〕」、「所得税法修正案」等が参考になると思われたが、この史料も現存しない模様であり残念なことである。

第二章、第三章での我々の研究の主題は、所得税法の創設に携わった人々が、当時何を抛りどころとして、どういう思想のもとに、どんな考え方をもっていたかを浮き彫りにする構想であった。したがって、当時の記録や文献をある程度忠実に再現することとしたので、結果として煩冗にわたったかもしれない。しかし、これらのものに込められている思想を短絡的に捉えるのを避けるとともに、これらの思想がその後の税務運営や執行にどう反映したかを課題の一つとすることもあって、煩瑣を厭わず記述したことをお断りしておきたい。

第四章は、明治の英知を集めて成立した所得税法が、徴税の第一線においてどのように運用され、執行されたかを垣間見ることとしたものであり、社団法人長野県史刊行会が収集した史料を提供していただき、これを中心に論述を進めることとし、これをもって終章とした。

我々は創成期の所得税制をこのように考察してきたのであるが、これは租税史の一端を点として捉えたものであって、あるいは管見に過ぎるかもしれない。

そこで、明治前半期の租税史の流れを松方正義の「開国五十年間日本帝国財政 租税⁽²⁾」にみて、本稿の結びにかえることとしたい。これは、その解題に「本書はその題名の通り長期に渉る本邦財政史であるが、その記事は簡潔にして頗る要領を得てゐる。……兎に角、幕末より日露戦争当時に至る迄の事項を要領よく簡単に纏め上げた財政経済史として頗る貴重な文献であらう。」と評価されているものである。

以下はその述べていることの要約である。

旧政府時代における租税は、各地でその制度を異にしており甚だ錯雑たるものであった。当時の租税の主なものは地租であつて、これは大抵は米納であつた。その他種々の雑税があり、また一種の専売制度もあつた。

このほか、領主が資金を貸付けして物産をもって元利を返済させ、これを販売してその益金を歳入としたもの、また、臨時の歳入不足の場合には強制的に御用金を課したり、あるいは、一種の特典に対し冥加金を納めさせたものもある。要するに、旧政府時代においては、租税制度が均一でなかつたこと、物品納が主体であつたこと、租税の賦課は領主が任意に行つて往々負担の苛重に陥ることなど、その制度は幼稚で腐敗し易きものであつたので、国家経済の発達を妨げることと甚大であつた。

諸藩の租税は、徳川幕府の直轄地に比べると重く、その性質は直接のものが多く、間接税はわずかで発達も幼稚であった。そして、海関税の収入はすべて徳川幕府の歳入に属していた。開国前の外国貿易は、長崎出島の一か所に限り、支那、オランダに数量金額を制限して許可していたものであって、その当時は海関税の制度は備わっておらず、冥加金の性質のものであった。開国以後初めて条約により一定の海関税を課すこととなったが、この制度が完全になったのは維新後のことである。

明治政府となつてからの第一の事業としては、租税制度を全国を通して均一にして、直接税なかつく地租の負担を軽減し、農民の状態を改良し農業の発達を図り、歳入の不足は漸次間接税を起こしてこれを補充する方針を採つたことである。よつて、明治五年に地租の改正がいわれ、調査に数年を費して全国の土地を丈量し、官民有の区分を明らかにし、土地の私有権を認め、各所有者に地券を下付し、土地の収獲と金利とを参酌して地価を定め、その百分の三を地租として政府に納めることとし、物品納の制度を廃しすべて貨幣をもつて納付させ、従来その年の豊凶により地租を増減していたのを廃し、毎年一定の税額を納めることとした。そして、全国各地に行われていた雑税二千余種を廃止した。右に述べた租税制度の改正は、我が国の経済の発達の上で実に重大な結果を生じたものである。

第一に、人民は士農工商の別なく同等の権利を有し、土地の私有権を明瞭に認められ、その売買が公に許され、財産を安んじて固定することとなつたので、土地の改良、利殖の念がすこぶる増長した。

第二に、租税の賦課は随意に政府が指定するところであつたが、地租条例の制定により全国を通して均一一定となり、官吏が私することを許さず、また条例の改正がない限り随意に変更することができない。したがつて、納税者はその負担金額を明らかに知ることとなつた。

第三に、物品で納付する場合には、荷造運搬等の非常な手数を要したが、貨幣で納付することになって以来、納税者はその産物を自由に売買することができるので、大いに手数を省くこととなり、政府もまた年々の米価の変動により歳入に増減を生じ、そのために歳計の上で意外な困難を来たすという不便を免れることができた。また、旧時の制度は、年々の收穫を検定して納租額を定める方法であつたので、その検定をするに当たつて政府、人民ともに手数を要し、官吏の腐敗等の弊を免れることができなかつたが、地租がその年の豊凶によらず毎年一定となつてからは、その手数を要することもなく、政府の歳入も安全となつた。

地租改正の大事業は、ほぼ明治十年をもつて完成し、その改正の実行は全国山間僻地に至るまで残す所なく、かつ、その利害關係は全国すべての人民に及ぼすべく、なかならず旧を固守する念に富んでいる農民の土地について持つている数千年の習慣を一朝にして打破することにあつたが、その初めにあつては、まだ利害のあるところを了解するに及ばずして、單純な思想により新政を嫌忌したために、地租改正に対する反抗を來たし、各地方にしばしば竹槍蒲旗の騒動を見るに至つた。政府はこれらの反抗にもかかわらず、非常な勇氣と熱心さをもつて当初の方針を断行した。

もっとも、その間には、納税者の希望によつて米納を便利とする者に米納を許すとか、凶作の年には地租の延納を許すとか、あるいは、備荒貯蓄の制度を設け難民に地租を許すとか多少の緩和策を用いた。なかならず明治十年に地租の百分の三を減らして百分の二分五厘と改め、約八百万円の地租を軽減したことは最も農民の満足を得、反抗の熱度も減少した。

地租改正の事業は、明治政府の租税に対する方針の根源であつて、将来の税制の發達は全くこれに基づいてい

る。明治二十三年より実施された帝国憲法の納税義務についての条文の精神はこのとき定まったものと言える。実に地租改正の事業は、他の重要な財政上の改良事業、すなわち、華士族家禄の処分、公債の整理、紙幣及び貨幣制度の整理、銀行行政の整理等と相まって帝国経済の発達の大きな原因となったものである。

地租改正に続いて、政府は地方税の制度を定め、国税と地方税との分界を明らかにして、その制定、賦課を公平均一にし、旧政府時代に行われた不均一にして、暗黒秘密の弊害をなくし、何人もあらかじめ明瞭にその負担すべき税額を知り、不当の課税に対してはその権利を主張し、理非を明白に判断する途を開いたのである。

明治十四、五年から、朝鮮半島に対する問題は帝国軍備の拡張を要し、また、不換紙幣の処分その他経費の増加を要するものが少なくなかった。よって、政府は酒税を増加し、新たに煙草税、菓子税、醬油税、所得税、証券印紙税等を賦課した。これら新たに課された租税は、所得税を除くは多くは間接税に属するものである。

明治十九年以後政府の財政が潤沢を告げるに及んで、政府は田畑地価の特別修正を行い、地租数百万円を軽減した。更に、地方税で負担している監獄費を国庫支弁に移す議論があつたが、帝国議会の協賛を得ることができず、漸く近年に至ってその実行をみたのである。

明治二十八年、戦後経営のため巨額の歳入増加の必要を生じ、政府は酒税を増加し、營業税、登録税、葉煙草専売法を起こし、従前の国税中税額が僅少で徴収に不便な車税、船税、菓子税を廃止又は地方税に移して国税の整理を図った。

明治三十一年、政府は戦後経営の必要上、再び増税を断行し、同三十三年北清団匪事件が起こるに及んで、その軍費支弁のため、三たび増税を断行した。今年日露戦争が起こるに及んで、政府は更に非常特別税として戦時税を

起こし、また煙草の製造専売法を実施した。

このように、我が国においては、明治二十七、八年戦役後続々と増税を断行することやむを得ざる状況に至った。

これを既往に遡って考えると、明治元年から同十四年までは旧政府より引継いだ租税整理の時代に属し、その後同二十一年までは欧米文明の主義に基づく所得税及び間接税制度の制定に努め、ここに至って帝國税法は完備することになった。この後同二十九年までは財政に余裕を生じ、租税はむしろ軽減されることになった。しかしながら、それ以後今日までは、東洋の形勢からみて帝國の地位を固めるとともに、その商工業の発達を図るため、しばしば増税を行わざるを得ないこととなった。……………

一 国の税制は社会、經濟の發展、變化に従つて改変されていき、またその税制が經濟の発達を促し、ときには税制が政治体制を覆すなど、いつの時代にあつても、徴税ということが為政者の課題の中心であつたことは歴史に証明されるところである。

したがつて、税制の變化には、その要因としての社会情勢が背景にあるものと言ふことができ、国の歴史の中での租税史の占める役割は大きい。我々の研究会は、冒頭に述べたように所得税法が創設されてから百年ということで、その背景にあるもの、いわば当時の人々がその時の社会情勢の中でもつていた租税観のようなものを探るべく挑戦した。

松方正義や田尻稻次郎の財政理論の支柱となつたとみられるポーリニエーの思想、すなわち、所得税を租税の不平均

を平均するための一種の補助税、償補税と考え、富裕の民になるべく軽減し、国家の財政上重要な租税としてはならないという考え方は、創設された所得税法の根幹に流れているものと解され、したがって、それが大衆課税に至らなかつたこと、また、スタイン説くところの「新税ハ寛ニ旧税ハ嚴ニ」という格言が、大蔵大臣演説にみられる「多数人民中ニハ旧ヲ慕ヒ、新ヲ厭フモノナキニ非ス」、「寛ニ失シテ脱税ヲ生シ、併テ他ノ納税者ニ比シテ不公平ナキヲ要シ、又嚴ニ失シテ煩瑣ニ陥リ、妄リニ人民ノ手数を増シ、或ハ漫ニ疑念ヲ人民ノ届出ニ容レテ、屢尋問搜索ヲ事トシ、本人ヲシテ其煩勞ニ堪ヘス、遂ニ不幸ヲ嘆シテ納税セシムルカ如キアラハ、人民ヲシテ此税法ヲ厭忌スルノ傾向ヲ生セシムヘシ、宣ク深ク此ニ注意シ、並ニ各地方緩苛区々ナラサルヲ要スヘシ」という運営、執行方針に少なからず影響を与えているであろうこと、などが創成期の所得税制の特徴として挙げられるのである。

しかし、社会、経済の発展に伴い所得税が税制の基幹としての役目を果たしている今日、当初の思想の幾つかは歴史の中に埋蔵されていくのであろう。

ただ、当初の所得税制の求めるもの一つに「簡便性と平準化」ということがあると思われるが、これは現代の税制における「簡易課税制度」、あるいは「広く薄い負担」などにみられるように、その基本的な考え方の底流に一貫して変わらざる思想のあることを感じさせる。

また、所得税の課税を「総合課税主義」でいくか、「分類所得課税主義」にするかについても、大きな選択を迫られたわけであるが、当初は「総合」、十二年後の改正により「分類」の課税方式となった。現代の所得税制をみると、総合課税をするのは、十種類の所得のうちの限られた所得の限られた部分でしかない、まさに「分類所得税制への回帰」と言えるのではないか。

本稿は、題名のとおり「叢考」に終わったが、執筆に当たって、多くの史料を活用させていただいた社団法人長野県史刊行会、及び御指導、御協力をいただいた税務大学校租税資料室井上一郎氏、同校研究部矢内一好氏に深く感謝申し上げる次第である。

(注)

1 汐見三郎ほか共著「各国所得税制論」では、世界各国の所得税制について「国税としての所得税が各国において何年にお

おいて始めて採用せられたかを西洋暦年及び日本暦年で示し、年代の順序に配列すると、次の結果を得る事ができる。茲にはポピッツ(Popitz)の調査に多少の修正を加へ之を採用する事とした。」として、次のように掲げてある。(四・五頁)

第一、英国(一七九八年) (寛政十年) 第二、スイス(一八四〇年) (天保十一年)

第三、米國(一八六二年) (文久二年) 第四、伊太利(一八六四年) (元治元年)

第五、セルビヤ(一八八四年) (明治十七年) 第六、南オーストラリヤ(一八八四年) (明治十七年)

第七、日本(一八八七年) (明治二十年) 第八、ニュージーランド(一八九一年) (明治二十四年)

第九、オランダ(一八九三年) (明治二十六年) 第十、タスマニヤ(一八九四年) (明治二十七年)

第十一、オーストリア(一八九六年) (明治二十九年) 第十二、スペイン(一九〇〇年) (明治三十三年)

第十三、ハンガリー(一九〇九年) (明治四十二年) 第十四、仏蘭西(一九一四年) (大正三年)

第十五、チェッコ・スロバキヤ(一九一四年) (大正三年) 第十六、露西亞(一九一六年) (大正五年)

第十七、ギリシヤ(一九一九年) (大正八年) 第十八、ルクセンブルグ(一九一九年) (大正八年)

第十九、ベルギー(一九一九年) (大正八年) 第二十、獨逸(一九二〇年) (大正九年)

第二十一、ブルガリヤ(一九二〇年) (大正九年) 第二十二、ポーランド(一九二〇年) (大正九年)

第二十三、ブラジル(一九二三年) (大正十一年) 第二十四、ルーマニア(一九二三年) (大正十一年)

以上の年表につき二三注意すべき事がある。第一番目の英国の所得税の制定については、一七九八年のTribute assessmentを濫觴とする説と一七九九年の新所得税法を最初のものとする説との二つが分れているが、本年表では前説に従

ふ事とした。第三番目の米国の所得税については、ポピッツは一八六二年七月のものを最初の所得税とし本年表に於てもそうしているが、本格的の所得税としては寧ろ憲法を改正した後には制定実施せられた一九一三年の新所得税法を挙ぐべきである。

2 大内兵衛・土屋喬雄編「明治前期財政経済史料集成」第一卷 「松方伯財政論策集」六四四～六四六頁

附属資料 大蔵省刊行の外国税法規等翻訳書一覧表（明治前半期）

明治5年10月刊 立嘉度訳・ブーツウェル編『合衆國収税法』（税務大学校租税資料室所蔵）

同 8年 春刊 古賀保高訳『巴華釐厘國税法 上・中・下』（税務大学校租税資料室所蔵）

同 16年6月刊 大蔵省・エツワール・ビーヌ著『佛國租税全書』（大蔵省文庫所蔵）

同 19年5月刊 大蔵省・ボリユー著『租税論 下巻』（大蔵省文庫所蔵）

同 20年2月刊 主税局『直税篇上・中・下巻』（上・中巻 税務大学校租税資料室所蔵、下巻 大蔵省文庫所蔵）
主税局『章程篇 上・下巻』（税務大学校租税資料室所蔵）

同 20年3月刊 主税局『間税篇 1～4巻』（税務大学校租税資料室所蔵）
主税局『税務雜篇 1～4巻』（税務大学校租税資料室所蔵）

主税局『税務雜篇 附録 完』（一橋大学図書館所蔵）

主税局『李國稅務類纂 完』（大蔵省文庫所蔵）

同 20年4月刊 主税局『白耳義國稅務類纂』（一橋大学図書館所蔵）

同 20年12月刊 主税局『白耳義國葡萄酒消費税他』（税務大学校租税資料室所蔵）

同 21年7月刊 主税局『埃國スタイン氏税法講義筆記 完』（大蔵省文庫所蔵）

同 22年2月刊 主税局『獨学税法 第一編（直税編之一 地租之

- 部)』(大蔵省文庫所蔵)
- 同 22年7月刊 主税局『獨孛税法 第六編(地方税之部)』(大蔵省文庫所蔵)
- 同 23年4月刊 主税局『獨孛税法 第二編(直税編之二)』(大蔵省文庫所蔵)
- 同 23年7月刊 主税局『白耳義税法證書税及財産轉移税篇 完』(一橋大学図書館所蔵)
- 同 23年9月刊 主税局『白耳義税法間税篇 完』(一橋大学図書館所蔵)
- 同 23年10月刊 主税局『白耳義税法直税篇 完』(一橋大学図書館所蔵)
- 同 23年11月刊 主税局『獨孛税法 第三編(直税編之三)』(大蔵省文庫所蔵)
- 同 23年12月刊 主税局『佛國直税法典』(一橋大学図書館所蔵)
- 刊行年不明 『奧國租税法規抄訳 職業税諸則 第一』
・『同 第二』(税務大学校租税資料室所蔵)
『奧國家屋税諸則 第一』・『同 第二』
(一橋大学図書館所蔵)
- 『白耳義國稅務類纂』(一橋大学図書館所蔵)
- 『佛國證印税法他』(一橋大学図書館所蔵)

(参考)

大蔵財務協会『財政』(昭和12年6月号)高橋俊「明治・大正 大蔵省刊行文献(三)」

1 イギリス

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
直税篇上	英國地租辨	1875年 倫敦府	エム・エー・ポ ルデン	ランド・タックス
	英國租稅局長統計年報	1870 "	官 版	レボルト・ワフ・ゼー・コムシヨネ ルス・ワフ・インランド・レウエニエー
稅務雜篇1	合衆王國稅法沿革史	1870 "	ノーブル	クイン・タックス
稅務雜篇3	合衆王國內國稅表	1879 1870 他	ノーブル	アルマナック (英國統計年 鑑) 女王稅 (予ガ巴ニ合 衆王國稅法沿革史 トシテ訳出セルモ ノナリ)
	英國雜稅官必携稅法 違犯者処刑ノ件	1870 倫敦府	ベートマン	マニユール・ワフ・エキサイス・オフェ ーサー
	大英國法令目錄 漁業之部	1873 "	官 版	イングリシ・スタチュート
間税篇3	英國雜稅官必携 酒精稅則	1865 倫敦府	ベートマン	マニユール・ワフ・ゼー・セキサイス ・ワフヒサール
	英國印稅規則	1871 "	チー・ビー・ヴェ ーチュル	スタムプ・タークス
間税篇4	英國歳入及商業提要 金銀器飾規則	1876 倫敦府	ジー・デー・ハム	レウエニエー・エンド・メルカントイル ・ワド・メルカム
	英國雜稅官必携 金銀器飾規則	1865 "	ベートマン	マニユール・ワフ・エキサイス・ワフ ヒサー
	英國印紙稅則及罰則集 器飾印紙稅則	1874 "	チー・シー・クリ フヒツス	エ・ダイグスト・ワフ・ゼー・スタムプ ・チューチー・エンド・ワフ・ゼー・チュ チリアール・デサイジョン
	英國金銀匠記標編 各國印標ノ概略 (佛國条 例)	1875 "	ウィリアム・チャ ップェル	ハール・マークス・ラン・プレート
章程篇上	英國租稅官必携 租稅官採用規則	1865 倫敦府	ベートマン	マニユール・ワフ・エキサイス・ワフ ヒサール
	英國歳入稅及住家稅收稅官 心得	1870 "	官 版	インカン・タクス・エント・インハピテ ット・ハウスヂュチー
「財政」 高橋目錄	英國内國稅取扱規則徵收ノ 部 英國國產稅收納順序 英國租稅事務組織 英國直稅徵收法	本 邦 明治20刊		

2 アメリカ

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
合衆國稅法	合衆國收稅法	1866 ボストン	フーツェル 編纂	The tax-payer's manual
直稅篇上	米國租稅律令 歳入稅	1867 倫敦府	官 版	ラー・インテルナル・レウエニュー・ ワフ・ユナイテッド・ステート 抄訳
	北米合衆國加里保爾尼亞州 法律大全	1872	チー・エッチ・ヒ ツェル	ゼネラル・ロス・ゼ・ステート・ワフ カリフォルニア
	北米合衆國聯邦麻薩設律州 律令	未 詳	リチャルドソン、 サンダール	ゼネラル・ロス・ゼ・ステート・ワフ マサチューセツト 抄訳
稅務雜篇 4	米國大藏卿年報 1884年度	未 詳	官 版	アンノエール・レボルト・ワフ・ゼー ・セクリタリー・ワフ・ゼー・トレス リー
	米國諸稅率納期略表	1879	"	米國租稅法 (インテルナル ・レウエニュー・ローワフ・ユナイ テッド・ステート)
		1884	"	米國大藏卿年報
稅務雜篇 4	紐育商法会所條例	1878 紐 育 府	未 詳	チャルテル・エンド・パイロー・ワフ・ ニューヨーク・プロヂューフ・エク スチヤンヂ
稅務雜篇 4	1875年米國租稅局長報告書	未 詳	未 詳	未 詳
	米國內國稅法 (官吏規則・訴・罰則等)	1879 ワシントン 府	官 版	インテルナル・レヴェニュー・ロー
間 稅 篇 1	米國內國稅法 賦稅及收稅 之部	1879 華盛頓府	官 版	インテルナル・レウエニュー・ロー 抄訳
間 稅 篇 4	米國稅律令 金銀器飾課稅 ノ部	1867 華盛頓府	官 版	ラー・インテルナル・レウエニュー・ ワフ・ユナイテッド・ステート
章 程 篇 上	北米合衆國麻薩設律州法律 大全 合衆國租稅官章程	1876 "	リチャルドソン "	ヂネラル・ラーワフ・ゼ・ステートマ サツセツト
	米國租稅法則提要	1879 ワシントン 府	未 詳	インテルナル・レウエニュー・マニ ユール
「財政」 高 橋 目 録	米國不納稅徵收規則 米國租稅收納法 北米合衆國租稅誤納還付及 減免取扱手續	本 邦 明治20刊		

3 ドイツ・プロイセン

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
巴華釐亞國 税法	A 地税法・家税法・免税法・ 収入税法・元金利息税法・ 商工税法	1863 ヴェルツブルク	未詳	ストイエルゲーツ 漢國矢伊 勃児篤述・古賀保 高訳
直税篇中	D 普國營業稅規則 E 營業稅商營業稅賦課法	1884 シュワフ府	グロテフェント 編纂	ゲツセツエ・ウント・フェルオルトマン ケン・フェル・フロイゼン・トイ ツラント抄訳
直税篇下	F 普國地稅規則	〃	〃	ゲツセツエ・ウント・フェルオルトヌク ン・フェル・フロイゼン・ウント・トイ ツラント抄訳
	※普國家屋稅規則	〃	〃	〃
稅務雜篇2	獨國地租臺帳地圖並ニ帳簿 改正	1882 伯林府	官版	エルネウエルンク・デルカレン・ウン ド・ヒューヘル・デス・グロンドストウェ ル・カタステル
	[李國] 地租改正問答		マイエット 講	明治11.9.27~10.23 講述
	李國收稅官規則 地租收入官事務章程	未詳	未詳	未詳
稅務雜篇3	李國地方税法	1871 1871 1878 1881 1883	ベルキウス レンネ スタイン ブラウヒツチエ イルリツグ	理財学 李國法 理財学 李國行政法 行政官吏必携
稅務雜篇4	李國租稅強徵法	未詳	未詳	未詳
稅務雜篇 附錄	A 巴華釐亞國税法	1863 ヴェルツブルク	未詳	ストイエルゲーツ 漢國矢伊 勃児篤述・古賀保 高訳
	B 普國分等稅及ヒ分等收入稅 規則 1851.5.1發布 C 分等收入稅賦課法1877.3.4	未詳 〃	未詳 〃	未詳 〃
	㊦ 普國所得稅徵收法	未詳	未詳	未詳
間税篇1	獨逸國骨牌印稅	1878 シュワフ府	グロテフェン 編纂	ゲツセツエ・ウント・フェルオルトマン ン・フェル・フロイゼン・ウント・ドイ ツラント
間税篇2	㊦ 獨逸國釀造麥芽稅	1868 〃	グロテフェント 編纂	〃
章程篇下	李國大藏省組織	1881 ライフチツク	シュツツエ	未詳
	李國郡收稅吏事務規程	〃	〃	〃

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
章程篇下	李國租稅官吏規則	1885 ライフチック	シユツヱ	"
	李國官省録抄訳 中央官制 地方官制	未詳	未詳	"
李國稅務 類纂完	李國財政摘要 直税ノ部 歳計予算・出納事務他・ 地租及家屋税・等級税及 所得税・營業税・取立及 收納法	未詳	未詳	未詳
	李國財政摘要 間税ノ部 総論	"	"	"
	印紙税・境関税・消費税 李國財政摘要 境関税並関税官衙及職務 規程	"	"	"
	㊦李國地租法 G李國地租分賦及徵收法 H李國地籍官職務章程	未詳 " "	未詳 " "	未詳 " "
	◎李國麥酒釀造税則・蒸留酒 税則	未詳	未詳	未詳
b李國等級税及ヒ所得税法	未詳	未詳	未詳	
獨李税法1	㊦李國地租法 G李國地租分賦法及徵收法 — 東部六州ニ於ケル地租ノ配 賦徵收及訴願法 地租帳簿及地圖ノ取扱登記 手續	未詳 " " "	未詳 " " "	未詳 " " "
	李國県庁地籍事務ニ関スル 職務章程	未詳	未詳	未詳
	互地籍官職務章程 地籍官吏試験規則	未詳 "	未詳 "	未詳 "
獨李税法2	※家屋税法 ・家屋税賦課細則	未詳	未詳	未詳
	b所得税及等級税法 等級税賦課手續 等級税徵收及訴願手續 C所得税賦課法	未詳 " " "	未詳 " " "	未詳 " " "
	㊦營業税法 ・營業税法改正規則 行商營業税法 ㊦店舗營業税法賦課規則	未詳 " " "	未詳 " " "	未詳 " " "
	鐵道税法 釧山税法	未詳 "	未詳 "	未詳 "

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
獨字税法 6	地方税之部 地方稅論 李國地方稅一斑	未詳 "	未詳 "	未詳 "
獨字税法 3	県出納部事務章程 郡出納所長職務章程 郡出納部監督職務章程 租稅経時効規則	未詳 " " "	未詳 " " "	未詳 " " "
	直税法違反罰金及追徵稅取 扱規則 滯納処分法 同施行細則 直税問稅部執行吏職務章程 附 伯林府直税局事務規 程	未詳 " " "	未詳 " " "	未詳 " " "
李國普通 證印税法他	李國普通證印税法 獨逸帝國證券印税法 獨逸帝國為替證印税法	1887 1881 "	未詳 ノイマン "	未詳 " "
「財政」 高橋目錄	普國及聯合各國租稅徵收法 普國徵收金取立權制処分規 則 李國租稅期滿免除規則 撒遜國所得稅法 獨逸國関稅法・違反者処分 法	本邦 明治20刊 20刊 20刊 21刊 23刊	 リヨール	

4 フランス

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
佛國收税法	第1編 直税 第2編 間税	1867	ハトビー	トレーター・テリック・エ・プラナ ク・ド・ドロー・ビュリック・エ ・アドミニストラチーフ
佛國租稅 全書	上卷第1編 佛國現行税法 叙述 下卷第2編 經濟論 租稅 原理	1872	エツワール・ピ ヌ	トレーター・ザンボール・アソ・フランス
直税篇上	佛國直税篇	1881 巴里府	モーリス・フロ ック	ディクシヨネル・ドゥ・ラドミニ ストラジヨ・フランス
直税篇中	佛國營業稅則	"	"	"
直税篇下	佛國營業稅免許法	"	"	"
	佛國不轉財產稅法	"	"	"
	佛國車馬稅法	"	"	"
	佛國度量衡検査規則	"	"	"
	佛國鉦山規則	"	"	"

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
税務雑篇 1	佛國租稅纂要	1867 巴里府	エスキルク・ド・バリウ	トレーテ・デ・ザムボ-
税務雑篇 2	佛國土地所有權轉移地籍臺帳面改正前地租徵收法	1869 1880 1876 1883	フラット エヴラル・ビース ペルー ジョザ-	デ・ザムボ-・アン・フランス トレーテ・デ・ザムボ-・アン・フランス レジストラシヨ・デ・コントリビュシヨ ン・ジレクト ル・ミニステル・デ・ヒナンス
		佛國地籍調査規則	1881	モーリス・ブロック
税務雑篇 3	佛國入市稅則	1881	モーリス・ブロック	ディクシヨネル・ドゥ・ラドミニスト ラシヨ・フランス
	佛國諸稅率納期略表	"	"	"「佛國行政辭典」 抜粹
	佛國間稅罰則	"	"	"
	佛國罰金規則	"	"	"
	佛國海上漁獵規則 佛國河川漁獵規則	" "	" "	" "
税務雑篇 4	佛國官省簿記規則 佛國倉庫規則	" "	" "	" "
税務雜篇附錄	佛國財政論	1877 巴里府	ペー・エルク・ボリユー	シヤンス・デ・フィナンス
間稅篇 1	佛國間稅篇	1881	モーリス・ブロック	ディクシヨネル・ドゥ・ラドミニスト ラシヨ・フランス
	佛國動產資格稅則	"	"	"
	佛國書入質入稅則	"	"	"
	佛國脂質稅則	"	"	"
	佛國油稅則	"	"	"
	佛國紙類稅則	"	"	"
	佛國石鹼稅則	"	"	"
	佛國鹽稅則	"	"	"
	佛國酢稅則	"	"	"
	佛國砂糖稅則	"	"	"
	同取扱心得書	1879 里昂	オリボ-	コード・デ・コントリビュシヨ・アン・シレクト・エ・デ・オクトロワー 抄訳
	佛國シコレ-稅則	1881	モーリス・ブロック	ディクシヨネル・ドゥ・ラドミニスト ラシヨ・フランス
	佛國內國渡航稅則	"	"	"
	佛國海外渡航稅則	"	"	"
	佛國舟車營業稅則	"	"	"
	佛國集會稅則	"	"	"
	佛國玉突稅則	"	"	"
佛國貧民救助稅則	"	"	"	
佛國振出規則	"	"	"	
佛國文案稅則	"	"	"	
佛國駅通規則	"	"	"	

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
間税篇1	佛國旅行免状規則 佛國骨牌税法	1881 "	モーリス・プロック "	ディクショナル・ドゥ・ラ・ドミニ ストラクション・フランセーズ "
間税篇2	佛國飲料税則 佛國飲料税検査法 佛國蒸留酒税徴収法	" " "	" " "	" " "
間税篇3	佛國印税規則	"	"	"
間税篇4	佛國金銀器具保護局規則	"	"	"
章程篇下	佛國大蔵省事務章程並組織 佛國中央大蔵省組織 佛國主税官配置法並等級 佛國徴税官職制及事務章程	1885巴里 " " "	ジョサー " " "	ミニステル・デ・ヒナンス " " "
佛國直税法典	第1巻 原則 第2巻 直税ノ配賦 第3巻 直税ノ賦課 第4巻 訴願 第5巻 徴収及ヒ滞納処分 第6巻 準直税	未詳	未詳	未詳
佛國印税法	佛國證印税法	1878	タロズ	未詳
「財政」高橋目録	佛國直税追徴処分規則 佛國直税事務組織 佛國間税事務組織	本邦 明治20刊		

5 ベルギー

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
税務雜篇2	W白耳義國地籍帳保存規則	1877 フリュクセル	官版	レーグルマン・シュル・ラ・コンセル バジョン・チュ・カダストル
税務雜篇4	白耳義國會計法令布達類集	1868 フリュクセル	官版	ルクキユ・デ・ロアー・エ・アルチー ルラチーフ・アラ・コンタビリテー・ヒ ユブリック
白耳義國稅務類纂完	I 白耳義國營業免許税法 營業免許鑑札下渡規則 内外商業免許税法法律 船業營業免許税法法律 船舶休航届出手続	未詳 " " " "	未詳 " " " "	未詳 " " " "

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
白耳義國 葡萄酒他 費稅法	M白耳義國葡萄酒消費稅法	未詳	未詳	未詳
	N白耳義國內國火酒消費稅法	〃	〃	〃
	O白耳義國麥酒及酢消費稅法	〃	〃	〃
	P白耳義國砂糖消費稅法	〃	〃	〃
	Q白耳義國輸出入稅及消費稅徵收法	〃	〃	〃
	J白耳義國直稅徵收及追徵處分法	〃	〃	〃
白耳義稅法 證印稅及 財產轉移稅 完篇	記錄稅	未詳	未詳	未詳
	遺物相続稅	〃	〃	〃
	證印稅	〃	〃	〃
	書入質稅	〃	〃	〃
	書記局稅	〃	〃	〃
	既收稅金及期滿免除 裁判管轄及訴訟手續	〃	〃	〃
白耳義稅法 問稅篇完	M葡萄酒消費稅法	未詳	未詳	明治20.12 刊 「白耳義國葡萄酒消 費稅法他」の再刊
	N內國火酒消費稅法	〃	〃	
	O麥酒及酢消費稅法	〃	〃	
	P砂糖消費稅法	〃	〃	
	Q輸出入稅及消費稅徵收法	〃	〃	
白耳義國 稅務類纂	R白耳義國地稅法	1871 リュクスゼル	官版	コード・デ・マントリビュシヨ・ジレ クト・ツアヌ・アッシズ 抄訳
	S白耳義國鈺山稅法	〃	〃	〃
	T白耳義國人別稅法	〃	〃	〃
	I白耳義國營業免許稅法 (目次)	〃	〃	〃
白耳義稅法 直稅篇完	R白耳義國地稅法	未詳	未詳	未詳
	W白耳義國地籍帳保存規則	〃	〃	〃
	S白耳義國鈺山稅法	〃	〃	〃
	T白耳義國人別稅法	〃	〃	〃
	I白耳義國營業免許稅法	〃	〃	〃
	J白耳義國直稅徵收及滯納處分法	〃	〃	〃
白耳義國 證印稅法	白耳義國證印稅法	1879 刊	クレボン	未詳

6 オーストリア

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
章程篇下	澳國財政官庁組織 澳國租稅事務要覽	1880 維納府 "	イブソ・フロ スキ "	未詳 "
直税篇中	澳國直税便覽 K 澳國職業稅 澳國地稅法 L 澳國家屋稅家賃稅建物等級 稅則 澳國所得稅 澳國直稅法罰則	1874 ライプチク " " " " "	ヨハンモリツ・シ ユルツ " " " " "	システムナシエス・ハンドフウハ・テル ・ジレクテンストイエル 抄訳 " " " " "
稅務雜篇4	澳國維也納府相場會社規則	1860 維也納府	シーエン	ウィンネル・ペルセオルトストング
澳國家屋稅 諸則1・2	①第1～3編 家屋稅則他 ①第4～8編 住家分等細則 他	未詳	未詳	未詳
稅務雜篇 附 錄	澳國租稅滯納處分法	1875	ヨハン・モリツ ・クルツ リッテル・フロン ・クロナウ	澳國直稅書
澳國租稅法 規抄訳職業 稅諸則 1・2	④第1～5編 澳國職業稅諸 則他 ④第6～8編 各職業ノ納稅 義務ニ関スル追 加規程他	未詳 "	未詳 "	未詳 "

7 ロシヤ

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
稅務雜篇1	露國統計原理	1875 彼得堡	イワノフスキー	スタチスチカー
稅務雜篇2	露國地價評定法	1862 "	ヤコフ・ヨソソフ	プラーウキラ・ラ・ツエンキー・セリス コ・バジヤイズツウエンヌイフ・ゼメ リ
間稅篇2	露國酒類稅則	1857 "	官版	ビティヌイ・ウスターフ

8 各国共通

書名	法規名等	刊行	著者	原書名
直税篇中	各国營業稅摘要 佛國 澳國 伊國 魯國 李國 ウルテムブル國 ハイエルン國 バーデン國 索遜國	1866 ライプツク	エトハイフェル	ジー・スタアツインナーメン抄訳
	英佛獨府県稅	未詳	未詳	未詳
稅務雜篇3	各国租稅抜粹書 家屋稅ヲ課スル邦國 所得稅ヲ課スル邦國	1883倫敦	未詳	万国年鑑
	⑥普國所得稅徵收法	未詳	未詳	未詳
	伊國政府ニ於テ煙草專売權	1882		11.4「メル」新聞抄訳
	魯國分頭稅 佛國分頭稅 伊國分頭稅 李國分頭稅 米國人頭稅	1875 1877 1864 1877 1877 1877	未詳 ボリウ フイエ クレルジェー フロック 未詳	魯國歳入出決算表 財政論 佛國字典 會計必携 行政字典 「デキョナリ・オフ・テト」 抜抄 米國租稅法要略抄出
	米國仲買人稅制 獨國人頭稅	1871 1870	ティンヂ、キン ボール 共著 マウルス	米國租稅法要略抄出 「モテルネ・ベストイエルク」 抄訳
李國稅務類纂完	U 澳國大博士須多因氏租稅要論 (財政)			スタインの講義筆記
埃國スタイン氏稅法講義筆記完	U 澳國大博士須多因氏租稅要論 (財政・稅法・間稅・關稅)			スタインの講義筆記「財政」の部は上記に同じ。
租稅論下卷	V 租稅論 第9~16篇	1877	ボール・レルフ・ボリユー	Traité de la science des finances 財政学概論
「財政」高橋目錄	V 租稅論 第1冊 (明治15刊) 第2冊 (〃16刊) 第3冊 (〃17刊) 第4冊 (〃18刊) V 租稅論 上、下2冊 (〃19刊) 国債史 (〃17刊) 關稅論 上・下 (〃15・17刊)	1877	ボール・レルフ・ボリユー	Traité de la science des finances 財学額概論

(注) 1 同一法規を訳したのものについては、「法規名等」の頭部にABC等を付して表示した。

なお、訳文が異なるものについてはB-b-⑥というように区分して表示した。
また、同一法規で訳文の一部だけ補正してあるものについてはアンダーラインを付した。

2 ※等記号で表示したものは、税目は同じであるが法規の内容が異なるものである。